

広島大学文学部紀要  
第五一卷特輯号一  
(一九九一年十二月)



論語正義源流私攷

野間文史

論語正義源流私攷

野間文史

# 論語正義源流私攷

一	はじめに	2
二	論語正義と五經正義との關係	5
三	論語正義と周易正義・禮記正義との關係	8
四	論語正義と毛詩正義・尚書正義との關係	18
五	論語正義と春秋正義との關係	26
六	毛詩正義・尚書正義・春秋正義と論語正義との關係	30
七	五經正義編纂の事情と隋・劉炫	45
八	再び論語正義と五經正義との關係	55
九	おわりに	60
付録一	論語正義・五經正義対照表	30
付録二	論語正義引書索引	1

## 一 はじめに

本稿は、現在『十三經注疏』に収められている北宋・邢昺『論語正義』（別名『論語注疏』）が、その編纂に際して依拠したと思われる原資料について、一つの仮説を提出するものである。

北宋の太宗（在位976—997）の勅命によって、それまで写本として伝えられてきた『五經正義』（『周易』・『尚書』・『毛詩』・『禮記』・『春秋』）が初めて印刷刊行されたのは、端拱（988—989）・淳化（990—994）年間であるが、さらに続けて『公羊伝』・『穀梁伝』・『周禮』・『儀禮』・『孝經』・『論語』・『爾雅』の七經の「疏」が刊刻されたのは、太宗を承けた眞宗（在位997—1022）の咸平（998—1003）・景德（1004—1007）年間であった。ところで眞宗はこれらのうち特に『孝經』・『論語』・『爾雅』の三經に対しては従来の旧疏に飽き足りず、新たな「疏」を作るよう命じた。この事業の最高責任者が祭酒の邢昺（932—1010）である。

この間の事情は『宋史』李至伝・邢昺伝等に断片的に見えているが、これをやや詳しくまとめて記述しているのが、南宋・王應麟（1223—1296）『玉海』（卷四十一・咸平孝經論語正義の条）である。それによると三經の新たな「疏」は、『孝經』は唐・元行沖の「疏」を、『爾雅』は孫炎と高璉の「疏」を、そして『論語』の場合は梁・皇侃の疏をそれぞれ原資料としたということである。なお新疏の原資料については、なによりも邢昺自身の手に成る『孝經注疏』序と『爾雅注疏』序からそれが何えるのであるが、どういう理由からであろうか『論語正義』には序文が無い。王氏には何か拠るべきところが有ったのであろう。

さて本稿で問題にしようとする邢昺『論語正義』が基づいたといわれる梁・皇侃（488—545）『論語義疏』は特異な文献としてつとに名高い。すなわちこの書は邢昺の新疏が作成されたことにより、中国本土では恐らく南宋時代にす

で亡佚したものらしいが、幸いにも我が国には伝存していた。そのうちの一本、足利学校に保存されていた写本を、寛延三年(1750)に根本遜志がその師の荻生徂徠のすすめによって校訂刊刻したものが、清代に中国に逆輸入された結果、当時の考証学者に衝撃を与え、ついには『四庫全書』中にも採録されたほどで、日中兩國においてすこぶる注目された文献である。

そのためもあつてか、従来では邢昺疏の性格・特徴を論じる場合、主としてこの皇侃疏との比較において検討されてきたように見受けられる。たとえば『四庫全書総目提要』が、

晁公武『讀書志』に称す、「其れ亦た皇侃探る所の諸儒の説に因り、刊定して成る」と。今、其の書を観るに、大抵は皇氏の枝蔓を翦し、而して稍や傳するに義理を以てす。漢学・宋学茲に其れ転関す。是の疏出でて皇疏微に、伊洛の説出づるに迨びて是の疏も又た微なり。故に『中興書目』に曰く、「其の書、章句訓詁名物の際に於いては詳らかなり。蓋し微言は其れ未だ精微に造らず」と。

と述べているのがその代表的な例といえるであろう。これによると『四庫提要』は『論語正義』が「皇氏の枝蔓を翦し」た漢学の終着点であると同時に、「稍や傳するに義理を以て」して宋学の出発点ともなったと評価しているようであるが、残念ながらそのことを証明する具体例は示していない。

ちなみに我が国の『論語』研究書においても、おそらく『四庫提要』に拠ったと思われる同様な指摘がなされてきた。いま左に二例ほど紹介しよう。

○ 今皇疏と比較して見ると、大概皇氏の説に因り、煩雜を去つて稍義理に重きを置いているが、唯章句訓詁名物の点に至つては甚だ詳細なのは、是は唐の正義の模倣をしたのであらう。…… 邢疏は固より皇疏に基いて作られたのだが、皇疏に引く所の諸儒の説は十中八九迄削除され、兩漢魏晉の旧義は多く伝はらず、時恰も漢宋兩派即ち訓詁と義理の兩極の軋機に當つたが故に、邢疏も多分に大義に重点を置いて居り、本書が出てからは皇疏は全く其の勢力を失つて、遂に漢土に佚するに至り、更に程朱の学が確立し、四書集注を宗とするに及んでは、邢疏も亦十三經注疏と共に高閣に連ねられて顧る者が無くなった。(高田真治『論語の文獻・註釋書』春陽堂 一九三七年)

○ けだし論語においては皇侃の義疏の蕪雜を刪つて修正を加えたもので、たしかに一段の進歩が認められる。邢昺の正義が出て皇疏が亡佚したのもまことに理由のあることである。…… 邢昺の正義は皇侃の義疏に比して確かに要領を得た註釈ではあるが、その内容は皇侃の煩重を刪去したまでで余り新しいものを持つてはいない。

(武内義雄『論語の研究』岩波書店 一九三九年 全集本第一卷)

以上のような先学の指摘を、皇侃『論語正義』と邢昺『論語正義』との關係に限つて言えば、筆者もまたそれはそれで正しいものと認めるのにやぶさかではない。確かに『論語正義』が『論語義疏』から引用している例を指摘することができるからである。

しかし筆者はこのたび『論語正義』を通読してみても、皇侃『論語義疏』のほかにも、『論語正義』の依拠した一つのみとまつた原資料が想定し得るとの見解を持つに至つた。そこで本稿ではその仮説を提出することによって、大方

の批判を仰ぎたいと思う。

## 二 論語正義と五経正義との関係

さて「論語正義」が原資料とした皇侃「論語義疏」以外の文献が何であるのかといえば、それは唐代に編纂された「五経正義」であると、ひとまずここでは述べておくこととしよう。というのは「論語正義」中には「五経正義」と同一の解釈、というよりも文章そのものの一致する例が少なからず見出されるからにはかならない（付録一「論語正義・五経正義対照表」参照）。そしてこの事実は、これまでにあまり指摘されていなかったように思われる。

その具体例を挙げてみよう。先ず最初は「論語」衛靈公篇の一章と「左伝」哀公十四年の一条、そしてそれぞれの「正義」である。これは魯の哀公十四年に起きた斉国の陳恒による弑君事件に対して孔子がとった行動を「論語」・「左伝」の両書が記録したもので、その両「正義」は、「論語」と「左伝」の記述の相違について論じている。ただし、いまは文章の内容はさておき、なによりも文章表現そのもののほとんど同じであることが読者諸兄に了解されれば、筆者の目的は達せられる。圏点を施した部分は特に注目していただきたい。

【論語正義14-110】

【春秋正義59-196】

陳成子弑簡公、孔子沐浴而朝、告於哀公曰、陳恒弑其君、  
甲午、齊陳恒弑其君壬于舒州、孔丘三日齊而請伐齊三、  
請討之、公曰、告夫三子、孔子曰、以吾從大夫之後、不  
公曰、魯爲齊弱久矣、子之伐之、將若之何、對曰、陳恒  
敢不告也、君曰告夫三子者、之三子告、不可、孔子曰、  
弑其君、民之不與者半、以魯之衆、加齊之半、可克也、

以吾從大夫之後、不敢不告也、

公曰、子告季孫、孔子辭、退而告人曰、吾以從大夫之後也、故不敢不言

○陳成至告也○……

○孔丘至告人○正義曰、

案左傳錄此事、與此小異、此云「沐浴而朝」、彼云「齊而請」、

論語錄此事、與此小異、彼云「沐浴而朝」、此云「齊而請」、

此云「公曰告夫三子」、彼云「公曰子告季孫」、

彼云「公曰告夫三子」、此云「公曰子告季孫」、

禮、齊必沐浴、三子季孫爲長、各記其一、故不同耳、此又云「之三子告」、彼無文者、

彼於「退而告人」之下、又云「之三子告」、此無文者、

傳是史官所錄、記其與君言耳、退後別告三子、唯弟子知之、史官不見其告、故傳無文也、

傳是史官所錄、記其與君言耳、退後別告三子、唯弟子知之、史官不見其告、故傳無文也、

右の例を含めて以下に本稿で引用する「論語正義」と「五經正義」の底本には、嘉慶二十年江西南昌府學開雕のいわゆる阮刻「十三經注疏」本を用いた。その理由は、これが現在最も流布する版本であるからにはかならない。上段に「論語正義」、下段に「五經正義」を配し、その対照に使ならしめた。算用数字は阮刻本の卷数・葉數（aは表・bは裏）である。したがってこの例で言えば、「論語正義」は卷十四・十一葉裏、「春秋正義」は卷五十九・十九葉裏を意味することになる。

まず最初に「経伝文」、それに続く「」内はその「注釈」の文章である（したがってここでは「論語正義」は何晏の「集解」、「春秋正義」が杜預の「集解」ということになるはずであるが、この例では双方の「注釈」を引用していない。それはたまたま「注釈」に対応する「正義」が無いからである）。さらに続く「○○」はその標起止。引用した「正義」の文章は、

紙幅の都合と対照の便のため、必ずしも標起止以下の全文ではないが、文章の途中を省略したことを示す符号「……」が無いかぎり、たとえ改行してはいても、それは本来連続した文章である。この例の場合、『論語正義』は部分引用（標起止以下の後半部）、『春秋正義』は全文を引用している。

参考までに左に『春秋正義』を通釈してみよう。

【論語】にこの事件を記録しているが、この（『左伝』の）文章とは少し異なっている。かしこ（『論語』）では「沐浴して朝す」と述べているのに対して、ここでは「斉して請ふ」と言っている。かしこでは「公曰く、夫の二三子に告げよ」と述べているのに対して、ここでは「公曰く、子、季孫に告げよ」と言っている。（この違いが生じたことについて考えるに）札の定めでは斉戒には必ず沐浴をする。また三子のうちでは季孫が年長者である。（つまり）各々がその一方を記録したため、同じ表現とならなかったのに過ぎない。（したがってそこに本質的な違いはないのである。）

（ただ）かしこでは「退きて人に告ぐ」の下文に、さらに「三子に之きて告ぐ」と述べているのに、ここにその文章が無いのは（なぜかといえは）、『左伝』は史官が記録したものであって、魯君との会話を記録するに過ぎない。（孔子が君前を）退出した後で別に三子に告げたことは、弟子が知っているだけで、史官はその告げた場面を見ていない。そういうわけで『左伝』にはその文章が無いのである。

『論語正義』の解釈がこれとほぼ同様なものであることは、一目して瞭然であろう。「彼」「此」が入れ替わり、わ

ずかに表現の詳略があるほかは、全く同一の文章である。さきに、「論語正義」中には、「五経正義」にほとんど一致する解釈が少なからず見出される」と言ったのは、このような例を多数見出し得る事実を述べたものである。

そしてこれらの例はいずれも論旨の展開、引用する文献等、偶然の一致とは見なせないものばかりである。その全ての例を本稿で挙げ尽くすことはできないが、「五経正義」のそれぞれについて、論証に必要な限り例文として挙げることとしたい。最初に「周易正義」との対照、次いで「禮記正義」、以下「毛詩正義」「尚書正義」「春秋正義」という順で紹介していく。

### 三 論語正義と周易正義・禮記正義との関係

「論語正義」の解釈が「周易正義」のそれと一致する例はあまり多くはなく、全部で六例。しかも他の「五経正義」に比べると、短文であるのが特徴だといえよう。まず最初の例は「乾卦文言伝」についての両「正義」の解釈である。

【論語正義5-6b】

夫子之言性與天道、不可得而聞也（性者人之所受以生也、  
 文言曰、元者善之長也、亨者嘉之會也、利者義之和也、  
 天道者元亨日新之道、深微故不可得而聞也）  
 貞者事之幹也、……故曰乾元亨利貞、

○注性者至聞也○……………

○文言曰至乾元亨利貞○……………

「天道者元亨日新之道」者、案易乾卦云「乾元亨利貞」、  
 文言曰「元者善之長也、亨者嘉之會也、利者義之和也、

【周易正義1-10a】

貞者事之幹也、

●● 莊氏云、第一節「元者善之長」者、

謂天之體性、生養萬物、善之大者、莫善施生、元爲施生之宗、故言「元者善之長也」、

謂天之體性、生養萬物、善之大者、莫善施生、元爲施生之宗、故言「元者善之長也」、

嘉美也、言天能通暢萬物、使物嘉美而會聚、故云「嘉之會也」、

「亨者嘉之會」者、嘉美也、言天能通暢萬物、使物嘉美之會聚、故云「嘉之會也」、

「利者義之和也」者、言天能利益庶物、使物各得其宜而和同也、

「利者義之和」者、言天能利益庶物、使物各得其宜而和同也、

「貞者事之幹」者、言天能以中正之氣、成就萬物、使物皆得幹濟、此明天之德也、

「貞者事之幹」者、言天能以中正之氣、成就萬物、使物皆得幹濟、●● 莊氏之意、以此四句明天之德也、

ここに引用した下段『周易正義』の文章に関していえば、最初の「莊氏云」の後に「文言伝」の文章を分割して説明しているのであるから、最終行の「莊氏之意」という一句の前までを莊氏の説とみなすべきであろう。となると上段に引用する『論語正義』（公治長）の解釈はそのまま『周易正義』所載の「莊氏」の説に一致することがわかる。ところが『論語正義』には「莊氏」の名前の見えていないことが注目される。はたしてこれを意識的に省略したのであろうか。そうだとすれば、次に引用する同じ「乾卦文言伝」の例では、『論語正義』（季氏）が「莊氏」の名前をそのまま引用しているのは何故であろうか。

## 【論語正義168a】

畏大人〔大人即聖人、與天地合其德〕

○注大人即聖人與天地合其德○正義曰、

易云「利見大人」、即聖人也、乾卦文言曰「夫大人者

與天地合其德」、莊氏云、謂覆載也、

「與日月合其明」、謂照臨也、

「與四時合其序」、若賞以春夏、刑以秋冬之類也、

「與鬼神合其吉凶」、若福善禍淫也、

此獨舉「天地合其德」者、舉一隅也、

## 【周易正義1-20b】

夫大人者與天地合其德、與日月合其明、與四時合其序、

與鬼神合其吉凶、……

○夫大人者至況於鬼神乎○……

「與天地合其德」者、莊氏云、謂覆載也、

「與日月合其明」者、謂照臨也、

「與四時合其序」者、若賞以春夏、刑以秋冬之類也、

「與鬼神合其吉凶」者、若福善禍淫也、

短文の「周易正義」の例の中で比較的長いものは、管見の及ぶところ実は以上の二例のみである。したがって、これからだけでは「論語正義」が「周易正義」から直接引用したものであるのか、あるいは「莊氏」説を記載する他の文献から引用したのか、にわかには決定しがたいところである。しかし右に見える「莊氏」については、「隋書」経籍志以下の文献目録にも著録がなく、その人物をはじめとする詳細はいっさい不明である。我々は「周易正義」中所引の二十三條（清・馬國翰「玉函山房輯佚書」では「莊氏易義」として収録されている）によってのみ「莊氏」の存在を知ることができるのである。もちろん北宋の邢昺が直接に見ることができた文献ではない。そうだとすると「莊氏」説を記載する他の文献から引用した可能性は低いと思われる。したがって右に引用した二例についても、「莊氏」説の有無にそれほど意味はなく、単なる引用の仕方の詳細によるものであって、「論語正義」が「周易正義」の文章

に拠ったとみてよいであろう。

なお『論語正義』にはこの他に『周易正義』中の極めて短い文章と一致するものが四例ほど見出される。以下にその短い例を、前後の文章は省略して引用しよう。順次『周易正義』(7-2b・1-10b・2-32a・6-9b)とそれに対応する『論語正義』(4-5b・9-1a・12-9b・13-1a)とある。

【易】 「敬義立而德不孤」者、身有敬義、以接於人、則人亦敬義以應之、是德不孤也、

【論】 案坤卦文言曰、「……敬義立而德不孤」、言身有敬義、以接於人、則人亦敬義以應之、是亦德不孤也、

【易】 「利者義之和也」者、言天能利益庶物、使物各得其宜而和同也、

【論】 云「利者義之和也」者、乾卦文言文也、言天能利益庶物、使物各得其宜而和同也、

【易】 「謙尊而光、卑而不可踰」者、尊者有謙而更光明盛大、卑 謙而不可踰越、是君子之所終也、

【論】 此周易謙卦彖辭也、言尊者有謙而更光明盛大、卑者有謙而不可踰越、

【易】 「說以先民、民忘其勞」……先以說豫撫民、然後使之從事、則民皆竭力、忘其從事之勞、

【論】 此周易兌卦彖辭文也、言先以說豫撫民、然後使之從事、則民皆竭力、忘其從事之勞苦也、

11 以上の例からすると、これらは偶然の解釈の一致とは思われず、やはり『論語正義』が『周易正義』から引用して

いることは明らかであろう。ただしその数は最初に述べておいたように、それほど多いものではない。ここにその全てを紹介したことになる。ただし『論語正義』がいずれの例でも『周易』の本文を引用した上で、『周易正義』の解釈を『論語』解釈の文章として利用したものである。このことを記憶しておいていただきたい。

さて次は『禮記正義』の例である。『禮記正義』と『論語正義』の解釈が一致するものは、全体で八例見出し得る。

その数は『禮記正義』の分量からみて、先の『周易正義』と比較すれば、決して多いものとは言えないが、かなり長文のものが含まれるのが特徴だといえようか。いま三例ほど挙げよう。

最初の例は、『論語』(為政)と『禮記』(中庸)の兩經書に共通して見られる「温故而知新」という一句についての解釈である。

【論語正義2-4b・5a】

子曰、温故而知新、可以爲師矣〔温尋也、尋繹故者、又知新者、可以爲人師矣〕

○注温尋也○正義曰、

案中庸云「温故而知新」、鄭注云「温讀如焠温之温、謂

故學之孰矣、後時習之、謂之温」、

【禮記正義53-8b・9a】

温故而知新、敦厚以崇禮〔……温讀如焠温之温、謂

故學之孰矣、後時習之、謂之温〕

○注温讀如焠温之温○正義曰、

案左傳哀十二年「公會吳于橐臯、大宰嚭請尋盟、子貢對  
案左傳哀十二年「公會吳于橐臯、大宰嚭請尋盟、子貢對

曰、盟可尋也、亦可寒也」、賈逵注云「尋温也」、  
又有司徹云「乃熟尸俎」、是尋爲温也、

言人舊學已精熟、在後更習之、猶若温燂故食也、

曰、盟若可尋也、亦可寒也」、賈逵注云「尋温也」、  
又有司徹云「乃燂尸俎」、是燂爲温也、

云「謂故學之孰矣、後時習之、謂之温」者、  
謂賢人舊學已精熟、在後更習之、猶若温尋故食也

【論語】と【禮記】に共通して見られる「温故而知新」という一句についての解釈は、「熱」と「燂」、「燂」と「尋」のような文字の異同は若干あるけれども、引用する文献やその解釈など、二つの『正義』がほとんど一致する。そして両『正義』はともに標起止以下の全文である。これは『論語正義』が『禮記正義』から引用したものと見なし得る例であろう。

そして次に挙げるのもそのような例の一つで、【論語】（郷党）と【禮記】（玉藻）の『正義』である。

【論語正義10-7a】

緇衣羔裘、素衣麤裘……〔孔曰、服皆中外之色相稱也〕

○注服皆中外之色相稱也○……

其素衣麤裘、則在國視朔之服也、

卿大夫士亦皆然、故鄭玄注此云「素衣麤裘、視朔之服」

是也、

【禮記正義30-1b】

君衣狐白裘、錦衣以裼之〔君衣狐白毛之裘、……詩云……象裘色也〕

○注詩云至色也○……

其在國視朔、則素衣麤裘、

卿大夫士亦皆然、故論語注云「素衣麤裘、視朔之服」

是也、

其受外國聘享、亦素衣毳裘、

故聘禮云「裼降立」、注引玉藻云「毳裘青豸褻絞衣以裼之」、

又引此云「素衣毳裘、皮弁、時或素衣」、

如鄭此言、則裼衣或絞或素不定也、

熊氏云「臣用絞、君用素」、

皇氏云「素衣爲正、記者亂言絞耳」、

其受外國聘享、亦素衣毳裘、

故聘禮「公裼降立」、注引玉藻云「毳裘青豸褻絞衣以裼之」、

又引論語云「素衣麕裘、皮弁、時或素衣」、

如鄭此言、則裼衣或絞或素不定也、

熊氏云「臣用絞、君用素」、

皇氏云「素衣爲正、記者亂言絞耳」、

この例もほぼ両者が一致する例である。ところで、もし我々が『論語正義』と『禮記正義』が一致するという事実  
に気がつかなかつたとすれば、あるいはこの『論語正義』の最後部に見える「皇氏」説が皇侃『論語義疏』の文章だ  
と見なす恐れが多分にあるだろう。しかし『論語義疏』中にはここに引用された皇侃の見解は見当たらない。それで  
はこの「皇氏」説とはいったい何であるのかといえは、それは同じ皇侃の別の著作『禮記義疏』中の文章なのである。

(ただしどういいうわけか『玉函山房輯佚書』にこの一条を収録していない。)なお、『論語正義』にはこの他にも、皇  
氏『禮記義疏』の文章を引用した箇所がもう一例ある。陽貨篇(7-10)「惡紫之奪朱色也」章の『集解』の部の『正  
義』は、全文が皇侃説(百七十一字)であるが、これは『禮記正義』(玉藻 29-31a)に引用された皇氏説そのまま  
ある。

そして同様にここに見える「熊氏」についても、この人物は皇侃『論語義疏』中にしばしば引かれる『論語』注釈  
者の「熊理」ではないことに注意しなければならない。これは『禮記義疏』の著述がある北周の熊安生なのである。

【論語正義】中に引用された「熊氏」は凡て四例であるが、実は熊安生（三例）と熊埕（一例）とが混在しているのである（付録二「論語正義引書索引」参照）。つまりこのことは、【論語正義】が皇侃【論語義疏】だけによつたものではないこと、すなわち【論語正義】が複数の資料から採録したことを示す一例だといえるであろう。ちなみに【禮記正義】自身が皇侃【禮記義疏】と熊安生の【禮記義疏】の二つを原資料としていることは、すでに孔穎達【禮記正義】序に明らかな事実である。

さて右の二例は比較的短文の例であつたが、次のような極めて長文でありながらその文章がほとんど一致する例もある。

【論語正義9a・b】

子曰、殷因於夏禮、所損益可知也〔馬曰、所因謂三綱五常、所損益謂文質三統〕

○注馬曰至三統○……

夏尚黑、殷尚白、周尚赤、此之謂三統、

故書傳略説云「天有三統、物有三變、故正色有三、天有

三生三死、故土有三王、王特一生死」、

又春秋緯元命苞及樂緯稽耀嘉云「夏以十二月爲正、息卦

受泰」、注云「物之始、其色尚黑、以寅爲朔」、

「殷以十二月爲正、息卦受臨」、注云「物之牙、其色尚

【禮記正義6-12a・b・13a】

夏后氏尚黑……

○夏后至用駢○……

夏尚黑、殷尚白、周尚赤、此之謂三統、

故書傳略説云「天有三統、物有三變、故正色有三、天有

三生三死、故土有三王、王特一生死」、

又春秋緯元命苞及樂緯稽耀嘉云「夏以十二月爲正、息卦

受泰」、注云「物之始、其色尚黑、以寅爲朔」、

「殷以十二月爲正、息卦受臨」、注云「物之牙、其色尚

白、以雞鳴爲朔、

「周以十一月爲正、息卦受復」、「其色尚赤、以夜半爲朔」、

又三正記云「正朔三而改、文質再而復」、以此推之、自夏以上、皆正朔三而改也、

鄭注尚書「三帛、高陽氏之後用赤繒、高辛氏之後用黑繒、其餘諸侯用白繒」、

如鄭此意、卻而推之、舜以十一月爲正尚赤、堯以十二月爲正尚白、故曰「其餘諸侯用白繒」、

高辛氏以十二月爲正尚黑、故云「高辛氏之後用黑繒」、高陽氏以十一月爲正尚赤、故云「高陽氏之後用赤繒」、

有少皞以十二月爲正尚白、黃帝以十二月爲正尚黑、神農以十一月爲正尚赤、女媧以十二月爲正尚白、伏羲以上未有聞焉、

易說卦云「帝出乎震」、則伏羲也、建寅之月、又木之始、其三正當從伏羲以下、

「文質再而復」者、文質法天地、文法天、質法地、

周文法地而爲天正、殷質法天而爲地正者、正朔文質不相

白、以雞鳴爲朔、

「周以十一月爲正、息卦受復」、「其色尚赤、以夜半爲朔」、

又三正記云「正朔三而改、文質再而復」、以此推之、自夏以上、皆正朔三而改也、

鄭注尚書「三帛、高陽氏之後用赤繒、高辛氏之後用黑繒、其餘諸侯用白繒」、

如鄭此意、卻而推之、舜以十一月爲正尚赤、堯以十二月爲正尚白、故曰「其餘諸侯用白繒」、

高辛氏以十二月爲正尚黑、故云「高辛氏之後用黑繒」、高陽氏以十一月爲正尚赤、故云「高陽氏之後用赤繒」、

有少皞以十二月爲正尚白、黃帝以十二月爲正尚黑、神農以十一月爲正尚赤、女媧以十二月爲正尚白、伏羲以上未有聞焉、

易說卦云「帝出乎震」、則伏羲也、建寅之月、又木之始、其三正當從伏羲以下、

「文質再而復」者、文質法天地、文法天、質法地、

周文法地而爲天正、殷質法天而爲地正者、正朔文質不相

須、正朔以三而改、文質以二而復、各自爲義、不須相也  
建子之月爲正者、謂之天統、以天之陽氣始生、爲百物得  
陽氣、微稍動變、故爲天統、

建丑之月爲 統者、以其物已吐牙、不爲天氣始動、物又  
未出、不得爲人所施、功唯在地中、含養萌芽、故爲地統  
建寅之月爲 統者、以人物出於地、人功當須脩理、故謂  
之人統、

統者本也、謂天地人之本、然王者必以此三月爲正者、  
以其此月物生細微、又是歲之始生、王者繼天理、物含養  
微細、又取其歲初爲正朔之始、既天地人之三者、所繼不  
同、故各改正朔不相襲也、

所尚既異、符命亦隨所尚而來、  
故禮緯稽命徵云「其天命以黑、故夏有玄圭、天命以赤、  
故周有赤雀銜書、天命以白、故殷有白狼銜鈎」、是天之  
所命、亦各隨人所尚、

符命雖逐所尚、不必皆然、故天命禹觀河見白面長人、  
洛子命云「湯觀於洛沈璧、而黑龜與之書、黃魚雙躍」、  
泰誓言「武王伐紂、而白魚入於王舟」、是符命不皆逐正

須、正朔以三而改、文質以二而復、各自爲義、不須相也  
建子之月爲正者、謂之天統、以天之陽氣始生、爲百物得  
陽氣、微稍動變、故爲天統、

建丑之月爲地統者、以其物已吐牙、不爲天氣始動、物又  
未出、不得爲人所施、功唯在地中、含養萌芽、故爲地統  
建寅之月爲人統者、以其物出於地、人功當須脩理、故謂  
之人統、

統者本也、謂天地人之本也、然王者必以此三月爲正者、  
以其此月物生微細、又是歲之始生、王者繼天理、物含養  
微細、又取其歲初爲正朔之始、既天地人之三者、所繼不  
同、故各改正朔不相襲也、

所尚既異、符命亦隨所尚而來、  
故禮緯稽命徵云「其天命以黑、故夏有玄圭、天命以赤、  
故周有赤雀銜書、天命以白、故殷有白狼銜鈎」、是天之  
所命、亦各隨人所尚、

符命雖逐所尚、不必皆然、故天命禹觀河見白面長人、  
洛子命云「湯觀於洛沈璧、而黑龜與之書、黃魚雙躍」、  
泰誓言「武王伐紂、而白魚入於王舟」、是符命不皆逐正

色也、

鄭康成之義、自古以來、皆改正朔、

若孔安國、則改正朔殷周二代、故注尚書「湯承堯舜禪代

之後、革命創制、改正易服」、是從湯始改正朔也、

色也、

鄭康成之義、自古以來、皆改正朔、

若孔安國、則改正朔殷周二代、故注尚書「湯承堯舜禪代

之後、革命創制、改正易服」、是從湯始改正朔也、

夏殷周三代のいわゆる「三統」について詳述したこの『禮記正義』（檀弓上）の例は、標起止「夏后至用駢」以下のほとんど全文に相当するもので、約七百六十字の長文に亘ってこれが『論語正義』（為政）と同一の文章である。さらにこのほかの長文の例としては、『論語正義』（10-4ab 郷党）と『禮記正義』（4-3ab 玉藻）が約五百五十字に亘って一致するものがある。

以上のような例からすると、『論語正義』と『禮記正義』の文章の一致を、我々はもはや単なる偶然とみなすことはできないであろう。この両文献には本末の関係が成り立つのである。

#### 四 論語正義と毛詩正義・尚書正義との関係

続いて『毛詩正義』に移りたい。『毛詩正義』と『論語正義』が一致するものは五例見出し得る。さしあたって二例だけ引用しよう。まずそのひとつは、『論語』（学而）と『毛詩』（閟宮）の『正義』で、諸侯の軍制を論じたかなりの長文である。

## 【論語正義1-4ab】

子曰、道千乘之國〔馬曰、道謂爲之政教、司馬法、六尺爲步、步百爲畝、畝百爲夫、夫三爲屋、屋三爲井、井十爲通、通十爲成、成出革車一乘、然則千乘之賦、其地千成、居地方三百一十六里有疇、唯公侯之封、乃能容之、雖大國之賦、亦不是過焉〕

○馬曰至過焉○……

## 【毛詩正義20-2-11b】

公車千乘、朱英綠滕、二牙重弓〔大國之賦千乘〕

○傳大國至邕中○正義曰、

明堂位云「封周公於曲阜、地方七百里、革車千乘」、今復其故也、

司馬法、「成方十里、出革車一乘」、計魯七百里、爲車多矣、而云「千乘」者、坊記云「制國不過千乘」、然則地雖廣大、以千乘爲限、故云「大國之賦千乘」、

司馬法、「兵車一乘、甲士三人、步卒七十二人」、計千乘有七萬五千人、則是六軍矣、

司馬法、「兵車一乘、甲士三人、步卒七十二人」、計千乘有七萬五千人、則是六軍矣、

周禮大司馬序官「凡制軍萬有二千五百人爲軍、王六軍、

大國三軍、次國二軍、小國一軍」、

魯頌閟宮云「公車千乘」、明堂位云「封周公於曲阜、地方七百里、革車千乘」及坊記與此文、皆與周禮不合者、

禮天子六軍、出自六鄉、萬二千五百家爲鄉、萬二千五百人爲軍、

地官小司徒云「凡起徒役、無過家一人」、是家出一人、鄉爲一軍、此則出軍之常也、

天子六軍、既出六鄉、則諸侯三軍、出自三鄉、  
閭宮云「公徒三萬」者、謂鄉之所出、非千乘之衆也、

「千乘」者、自謂計地出兵、非彼三軍之事也、  
二者不同、故數不相合、

所以必有二法者、聖王治國、安不忘危、故今所在、皆有出軍之制、

若從王伯之命、則依國之大小、出三軍二軍一軍也、  
若其前敵不服、用兵未已、則盡其境內、皆使從軍、故復

有此計地出軍之法、  
但鄉之出軍是正、故家出一人、計地所出則非常、故成出

一軍、以其非常故優之也、

與下「公徒三萬」、數不合者、二者事不同也、

禮天子六軍、出自六鄉、萬二千五百家爲鄉、萬二千五百爲軍、

地官小司徒云「凡起徒役、無過家一人」、是家出一人、鄉爲一軍、此則出軍之常也、

天子六軍、既出六鄉、則諸侯三軍、出自三鄉、  
下云「公徒三萬」者、自謂鄉之所出、非此千乘之衆也、

此云「公車千乘」者、自謂計地出兵、非彼三軍之事也、  
二者不同、故數不相合、

所以必有二法者、聖王治國、安不忘危、故今所在、皆有出軍之制、

若從王伯之命、則依國之大小、出三軍二軍、  
若其前敵不服、用兵未已、則盡其境內、皆使從軍、故復

有此計地出軍之法、  
但鄉之出軍是正、故家出一人、計地所出則非常、故成出

一軍、以其非常故優之也、

【司馬法】・【周禮】を引用して諸侯の軍制を論じたこの例では、前半部分で引用する文献に出入があるが、後半

部分はおおむね一致するものだといってよからう。

次も同じような例であるが、比較的短文である。

【論語正義3-10ab-11a】

子貢欲去告朔之餼羊〔鄭曰牲生曰餼、……故欲去其羊〕

【毛詩正義15-3-3b】

瓠葉大夫刺幽王也、上棄禮而不能行、雖有牲牢饗餼、不肯用、……〔牛羊豕爲牲、繫養者曰牢、熟曰饗、腥曰餼、生曰牽、……〕

○注鄭曰至其羊○正義曰、

云「牲生曰餼」者、

僖三十三年左傳曰「餼牽竭矣」、餼與牽相對、牽是牲可

僖三十三年左傳曰「餼牽竭矣」、餼與牽相對、是牲可

牽行、則餼是已殺、殺又非熟、故解者以爲「腥曰餼」、

牽行、則餼是已殺、殺又非熟、故知「腥曰餼」、謂生肉

謂生肉未煮者也、

未煮者也、

既有饗餼、遂因解牽、使肉之別名、皆盡於此、此與牽餼相對、故餼爲腥、

其實餼亦是生、哀二十四年左傳云「晉師乃還、餼臧石牛」、

其實餼亦生、哀二十四年左傳云「晉師乃還、餼臧石牛」、

是以生牛賜之也、

是以生牛賜之也、

此及聘禮注皆云「牲生曰餼」、由不與牽相對、故爲生也、

論語及聘禮注云「牲生曰餼」、而不與牽饗相對、故爲生

也、

この例は、餼が牛の生肉であるのか、あるいは生きた犠牲の牛そのものであるのかについての考証であるが、『毛詩正義』（瓠葉）の文章を『論語正義』（八佾）が一部を省略し、『論語』解釈の文章として手直しを加えた可能性が有ると思われる。

次に『尚書正義』に移ろう。『尚書正義』中にも九例ほど見出し得たが、ここでも次に引用する二例だけに止どめたい。ひとつめは『論語』（堯曰）と『尚書』（胤政）に見える殷の湯王の名前に関する考証である。

【論語正義20・3a】

曰予小子履、敢用玄牡、敢昭告于皇皇后帝（孔曰、履殷湯名、此伐桀告天之文、……墨子引湯誓、其辭若此）

○孔曰至若此○正義曰、

云「履殷湯名」者、案世本「湯名天乙」者、

安國意、蓋以湯受命之王、依殷法、以乙日生名天乙、至將爲王、改名履、故二名也、

亦可安國不信世本、無天乙之名、

皇甫謐巧欲傳會云「以乙日生、故名履字天乙」、又云

「祖乙」、亦云「乙日生、復名乙」、引易緯孔子所謂「天之錫命、故可同名」、

【尚書正義2・5b】

昔在帝堯聰明文思、光宅天下、將遜于位虞舜、作堯典

○昔在至堯典○……

若然湯名履、而王侯世本「湯名天乙」者、

安國意、蓋以湯受命之王、依殷法、以乙日生名天乙、至將爲王、又改名爲履、故二名也、

亦可安國不信世本、無天乙之名、

皇甫謐巧欲傳會云「以乙日生、故名履字天乙」、又云

「祖乙」、亦云「乙日生、復名乙」、引易緯孔子所謂「天之錫命、故可同名」、

既以天乙爲字、何云同名乎、斯文妄矣、

既以天乙爲字、何云同名乎、斯文妄矣、

この殷の湯王の名前に関する論証も、やはりほぼ全文が一致する例である。ただしこの例で注意すべきことは、ここに引用した例文だけからではわからないことであるが、『論語正義』の該当部分が標起止以下の前半部分であるのに対して、一方の『尚書正義』の場合、重なる部分は実は長文中のごく一部、しかも途中の部分に過ぎない、ということである。筆者はこの事実からひとつの疑問を抱くのである。それは『尚書正義』の長文の中から当該『論語正義』の部分の文章だけをわざわざ抜粋してきたのであろうか、という疑問である。そしてさらに、果たしてこれは直接『尚書正義』から引用したものであるのか、という疑問へと発展する。そしてこの疑問については、次に挙げる例とともに六節以下において解決されるはずである。

さてその次の例というのは、『論語』（微子）と『尚書』（微子）の『正義』で、これは殷末の三賢人に関する考証であるが、注意していただきたいことは、『論語正義』に対応する『尚書正義』が別々の三箇所であるという点である。

【論語正義18-1ab】

微子去之、箕子爲之奴、比干諫而死（馬曰、微箕二國之名、子爵也、微子紂之庶兄、箕子比干紂之諸父、微子見紂無道、早去之、箕子佯狂爲奴、比干以諫見殺）

【尚書正義10-14a】

微子（微圻内國名、子爵、爲紂卿士、去无道）  
○傳微圻至無道○正義曰、

○注馬曰至見殺○正義曰、

云「微箕二國之名、子爵也」者、

孔安國云「微圻內國名、子爵、爲紂卿士、去無道」、

鄭玄以爲「微與箕俱在圻內」、

孔雖不言箕、亦當在圻內、

王肅云「微國名、子爵、入爲王卿士」、肅意蓋以微爲圻

外、故言入也、

「微子」名啓、世家作開、辟漢景帝名也、

「微子紂之庶兄、箕子比干紂之諸父」者、

啓與其弟仲衍、皆紂之同母庶兄也、

「微國在圻內」、先儒相傳爲然、

鄭玄以爲「微與箕俱在圻內」、

孔雖不言箕、亦當在圻內也、

王肅云「微國名、子爵、入爲王卿士」、肅意蓋以微爲圻

外、故言入也、

「微子」名啓、世家作開、避漢景帝諱也、

啓與其弟仲衍、皆紂之同母庶兄、

【尚書正義10-18ab】

○傳刻病至無主○……

呂氏春秋仲冬紀云「紂之母生微子啓與仲衍、其時猶尚爲

妾、改而爲妻後生紂、紂之父欲立微子啓爲太子、太子據

法而爭曰、有妻之子、不可立妾之子、故立紂爲後」、

【尚書正義10-15a】

○傳父師至而言○……

呂氏春秋仲冬紀云「紂之母生微子啓與仲衍、其時猶尚爲

妾、改而爲妻後生紂、紂之父欲立微子啓爲太子、太子據

法而爭曰、有妻之子、不可立妾之子、故立紂爲後」、

徧檢書傳、不見箕子之名、惟司馬彪注莊子云「箕子名啓  
餘」、不知出何書也、

徧檢書傳、不見箕子之名、惟司馬彪注莊子云「箕子名啓  
餘」、不知出何書也、

……

家語曰「比干是紂之親則諸父」、知比干是紂之諸父耳、  
箕子則無文、宋世家云「箕子者紂之親戚也」、言親戚、  
不知爲父爲兄也、

家語云「比干是紂之親則諸父」、知比干是紂之諸父耳、  
箕子則無文、宋世家云「箕子者紂親戚也」、止言親戚、  
不知爲父爲兄也、

鄭玄王肅皆以箕子爲紂之諸父、服虔杜預以爲紂之庶兄、  
既無正文、各以意言之耳、

鄭玄王肅皆以箕子爲紂之諸父、服虔杜預以爲紂之庶兄、  
既無正文、各以意言之耳、

この『論語正義』の例は、殷末の三賢人、微子・箕子・比干と殷の紂王との親族關係を検討した内容であるが、これが『尚書』微子篇の『正義』とほぼ一致する。ところがこれには今までに引用してきた三『正義』の諸例文と異なる点がある。それは同じ『尚書』微子篇であるとはいうものの、『論語正義』に対応するのはそれぞれ別の三箇所の『論語正義』ができて上がっているということになるであろう。このことが意味するものについても、ここでは取りあえず措いて、以下の『春秋正義』との比較検討を待たうえで、あらためて考えてみたい。

## 五 論語正義と春秋正義との関係

さて最後に残すところは『春秋正義』のみとなった。そして『春秋正義』を最後にまわしたのにはそれなりの理由がある。そのひとつは『春秋正義』が最も多く『論語正義』と一致するからである。その数は実に五十五例。前節までの四『正義』全てを併せても三十三例であるから、その多さは際だつていようである。極論すれば『春秋正義』が『論語正義』の原資料だといつても可いほどである。このことは、ひとつには春秋時代末期に活動した孔子の言行録である『論語』と、春秋時代の歴史を詳述した『春秋左氏伝』との間に共通した部分が多いことにも依ると思われるが、しかし筆者はそれとは別の意味をここに見出したいのである。

そのことについては後に検討することとして、先ずは比較的短い例として『春秋正義』から三例ほど挙げてみよう。

【論語正義5-2a・b】

【春秋正義38-27a】

曰瑚璉也〔包曰、瑚璉黍稷之器、夏曰瑚、殷曰璉、周曰  
 簠簋、宗廟之器貴者〕 仲尼曰、胡簋之事則管學之矣〔胡簋禮器名、夏曰胡、周  
 曰簋〕

○注包曰至貴者○正義曰、

○注胡簋至曰簋○……

云「瑚璉黍稷之器、夏曰瑚、殷曰璉、周曰簠簋」者、

案明堂位說四代之器云「有虞氏之兩敦、夏后氏之四璉、  
 殷之六瑚、周之八簋」 明堂位說四代之器云「有虞氏之兩敦、夏后氏之四璉、  
 殷之六瑚、周之八簋」、

注云「皆黍稷器、制之異同未聞」、

鄭注周禮舍人云「方曰璉、圓曰筮」、

如記文、則夏器名璉、殷器名瑚、而包咸鄭玄等注此論語、

如記文、則夏器名璉、殷器名瑚、而包咸鄭玄等注論語、

賈服杜等注左傳、皆云「夏曰瑚」、

賈服等注此傳、皆云「夏曰瑚」、杜亦同之、

或引有所據、或相從而誤也、

或別有所據、或相從而誤、

夏殷周三代における宗廟の器の名称の違いを問題にしたこの例では、『論語正義』（公冶長）が「（明堂位）注」と「鄭注周禮舍人」を引用している分だけ『春秋正義』よりも長い。したがって『論語正義』が『春秋正義』を引用したのであれば、『論語正義』がこの部分を付け加えたことになるはずである。ただしも我々にとつて両『正義』の成立年代がわかっていないとしたら、逆に『春秋正義』の方が『論語正義』のこの部分を省略した可能性も充分に考えられるであろう。なぜこのようなことを言うのかについても、追つてその理由が分かるはずである。

次の例も『論語正義』の方が少し長い例である。

【論語正義5-2b-3a】

【春秋正義27-15b】

子曰、焉用佞、禦人以口給、屢憎於人、不知其仁、焉用

寡人不佞

佞〔孔曰、屢數也、佞人口辭捷給、數爲人所憎惡〕

○注孔曰至憎惡○……

○寡人不佞○正義曰、

云「佞人口辭捷給、數爲人所憎惡」者、案左傳云「寡人

不佞」、

服虔云「佞才也、不才者自謙之辭也」、

而此云「焉用佞、禦人以口給、屢憎於人」、則佞非善事、

而以不佞爲謙者、佞是口才捷利之名、本非善惡之稱、

但爲佞有善惡耳、

爲善捷敏是善佞、祝鮀是也、

爲惡捷敏是惡佞、即遠佞人是也、

但君子欲訥於言而敏於行、言之雖多、情或不信、故云

「焉用佞」耳、

服虔云「佞才也、不才者自謙之辭也」、

論語云「焉用佞、禦人以口給、屢憎於人」、則佞非善事、

而以不佞爲謙者、佞是口才捷利之名、本非善惡之稱、

但爲佞有善有惡耳、

爲善敏捷是善佞、

爲惡敏捷是惡佞、

但君子欲訥於言而敏於行、言之雖多、情或不信、故云

「焉用佞」耳、

「佞」の意味を説明したこの例も、『論語正義』（公治長）の方が、「祝鮀」と「遠佞人」という具体例を挙げている分だけ長い。つまり『論語』本文の中から「善佞」と「惡佞」の例をひとつづつ挙げて付け加えているわけである。しかしこれもまた、両者の先後が不明だと仮定すれば、『春秋正義』の方が省略したとも取れる例であろう。『左伝』の解釈としてはこの「祝鮀」と「遠佞人」の例は不必要、ないし適當ではないからである。なお『春秋正義』は標起止以下の全文である。

さて次の例では、両「正義」の結論の相違に注目していただきたい。

【論語正義5-8a・b】

子曰、臧文仲居蔡〔包曰、臧文仲魯大夫臧孫辰、文諡也、且致大蔡焉〔大蔡大龜〕

【春秋正義35-18a】

蔡國君之守龜、出蔡地、因以爲名焉、長尺有二寸、居蔡  
 僭也)

○注包曰至僭也○……

云「蔡國君之守龜、出蔡地、因以爲名焉、長尺有二寸、

居蔡僭也」者、

漢書食貨志云「元龜爲蔡」、

○注大蔡大龜○正義曰、

漢書食貨志云「元龜爲蔡」、

論語云「臧文仲居蔡」、

家語稱「漆彫平對孔子云、臧氏有守龜、其名曰蔡、文仲

家語稱「漆彫平對孔子云、臧氏有守龜、其名曰蔡、文仲

三年而爲一兆、武仲三年而爲二兆」、是大蔡爲大龜、蔡

三年而爲一兆、武仲三年而爲二兆」、是大蔡爲大龜、蔡

是龜之名耳、

是龜之名耳、

鄭玄包咸皆云「出蔡地、因以爲名」、未知孰是、

鄭玄云「出蔡地、因以爲名焉」、非也、

この例では、魯の国で卜占に用いた亀の名称「蔡」の意味を検討した両「正義」の文章がほとんど同一であるにもかかわらず、最後の結論が異なっていることに注目したい。すなわち鄭玄説に対する評価が、『論語正義』（公冶長）では「未だ孰れが是なるかを知らず」として判断を放棄しているのに対して、『春秋正義』では「非なり」と述べて否定されている、というように相違していることがそれである。『論語正義』が『春秋正義』から引用したのであれば、一旦は否定された鄭玄説（これに基づく包咸説）が『論語正義』において復活されていることになろう。

## 六 毛詩正義・尚書正義・春秋正義と論語正義との関係

以上、『周易正義』から『春秋正義』に至るまで、『五經正義』中から『論語正義』に一致する解釈・文章を若干例引用して対照し、これに検討を加えてきたわけであるが、これらの事実から我々は、二節の冒頭で述べておいたように、

【論語正義】の原資料は『五經正義』である。

という結論を導き出すべきであろうか。少なくとも現存する文献に限って言えば、この結論は妥当であるだろう。もしそうだとすれば、本稿は初めから『論語正義』と『五經正義』が一致する例を羅列するだけでその目的は達成されただけである。しかし筆者はそのように結論付けることに、実は躊躇するのである。その理由を述べるためには、引用文が続くことになるけれども、再び『論語正義』と『五經正義』との対照・検討から始めなければならない。

先ずかなりの長文であるが、『論語』述而篇の一章と『春秋正義』の三例である。

【論語正義7-10a・b】

陳司敗問昭公知禮乎〔孔曰、司敗官名、陳大夫〕、孔子

曰知禮、孔子退、揖巫馬期而進之、曰、吾聞君子不黨、

君子亦黨乎、君取於吳、爲同姓謂之吳孟子〔孔曰、魯吳

【春秋正義19上-24a】

臣歸死於司敗也〔陳楚名司寇爲司敗〕

俱姬姓、禮同姓不昏、而君取之、當稱吳姬、諱曰孟子、巫馬期以告、子曰、丘也幸苟有過、人必知之〔孔曰、以司敗之言告也、諱國惡禮也、聖人道弘、故受以爲過〕

【A】○注司敗官名陳大夫○正義曰、

文十一年左傳云「楚子西曰、臣歸死於司敗也」、杜注云「陳楚名司寇爲司敗也」、

傳言「歸死於司敗」、知司敗主刑之官、司寇是也、

此云「陳司敗」、楚子西亦云司敗、知陳楚同此名也、

○注陳楚名司寇爲司敗○正義曰、

言「歸死於司敗」、主刑之官、司寇是也、

論語有「陳司敗」、知陳楚同此名也、

【春秋正義591a】

夏五月甲辰、孟子卒〔魯人諱娶同姓、謂之孟子、春秋不改、所以順時〕

○注魯人至順時○正義曰、

【B】○注孔曰至孟子○……云「而君取之、當稱吳姬、而諱曰孟子」者、案春秋哀十二年「夏五月甲辰、孟子卒」、左氏傳曰、「昭公娶於吳、故不書姓」、

此云「君娶於吳、爲同姓、謂之吳孟子」、是魯人常言稱孟子也、

論語云「君取於吳、爲同姓、謂之吳孟子」、是魯人常言稱孟子也、

坊記云「魯春秋去夫人之姓曰吳、其死曰孟子卒」、是舊史書爲「孟子卒」、及仲尼脩春秋、以魯人已知其非、諱而不稱姬氏、諱國惡禮也、因而不改、所以順時世也、

「魯春秋去夫人之姓曰吳」、春秋無此文、坊記云然者、

禮夫人初至、必書於冊、若娶齊女、則云「夫人姜氏至自齊」、

此孟子初至之時、亦當書曰「夫人姬氏至自吳」、同姓不得稱姬、舊史所書、蓋直云「夫人至自吳」、是去夫人之姓、直書曰吳而已、

仲尼脩春秋、以犯禮明著、全去其文、故經無其事也、

坊記云「魯春秋去夫人之姓曰吳、其死曰孟子卒」、是舊史書爲「孟子卒」、及仲尼脩春秋、以魯人已知其非、諱而不稱姬氏、諱國惡禮也、因而不改、所以順時世也、

「魯春秋去夫人之姓曰吳」、春秋無此文、坊記云然者、

禮夫人初至、必書於策、若娶齊女、則云「夫人姜氏至自齊」、

此孟子初至之時、亦當書曰「夫人姬氏至自吳」、同姓不得稱姬、舊史所書、蓋直云「夫人至自吳」、是去夫人之姓、直書曰吳而已、

仲尼脩春秋、以犯禮明著、全去其文、故今經無其事、

#### 【春秋正義12-3a·b】

諱國惡禮也〔掩惡揚善、義存君親、故通有諱例、皆當時臣子率意而隱、故無深淺常準、聖賢從之、以通人理、有時而聽之可也〕

○注掩惡至可也○正義曰、

【C】○注孔曰至爲過○正義曰、云「諱國惡禮也」者、僖元年左傳文也、

案坊記云「善則稱君、過則稱己、則民作忠、善則稱親、

坊記曰「善則稱君、過則稱己、則民作忠、善則稱親、

過則稱己、則民作孝」、是

君親之惡、務於欲掩之、是故聖賢作法、通有諱

過則稱己、則民作孝」、是「掩惡揚善」之義、「義存君與親」也、

君親之惡、務欲掩之、是故聖賢作法、通有諱例、

諱雖有例、而事無定體、或諱大不諱小、或諱小不諱大、

「皆當時臣子率己之意而爲之隱、故無深淺常準」、

隱十年公羊傳曰「於外大惡書、小惡不書、於內大惡諱、

小惡書」、必如彼言、是有常準、歷檢春秋、都無定例、

納鼎惡於易田、諱田而不諱鼎、公入小於公出、諱入而不

諱孫、是其無常準也、既無常準、隨諱深淺、舊史有所辟

諱、「聖賢因而從之、以通人事之理」、故容有掩惡之法

釋例曰「有時而聽之則可也、正以爲後法則不經、故不奪

其所諱、亦不爲之定制」、

言若正爲後法、每事皆諱、則爲惡者無復忌憚、居上者不

知所懲、不可盡令諱也、人之所極、唯君與親、纔有小惡、

即發其短、非復臣子之心、全無愛敬之義、是故不抑不勸、

有時聽之、以爲諱惡者禮也、無隱者直也、二者俱通以爲

世教也、

杜預曰「有時而聽之則可也、正以爲後法則不經、故不奪

其所諱、亦不爲之定制」、

言若正爲後法、每事皆諱、則爲惡者無復忌憚、居上者不

知所懲、不可盡令諱也、人之所極、唯君與親、纔有小惡、

即發其短、非復臣子之心、全無愛敬之義、是故不抑不勸、

有時聽之、以爲諱惡者禮也、無隱者直也、二者俱通以爲

世教也、

この例では、上段は「論語」述而篇の「陳司敗問昭公知禮乎」章の何晏「集解」の部の「正義」で、標起止「注司敗官名陳大夫」以下の「正義」は全文（これを仮りにAとする）、標起止「注孔曰至孟子」はその後半部であり、全体の3分の2（B）に当り、標起止「注孔曰至爲過」は前半分（C）に相当する。したがってB・Cは連続しているのである。

ところでこれに対して下段「春秋正義」の場合は、順に卷十九上・二十四葉表（文公十年伝）、卷五十九・一葉表（哀公十二年経）、卷十二・三葉表裏（僖公元年伝）というように、別々の三箇所がそれぞれA・B・Cに照応しているわけである。

これは「論語正義」が「春秋正義」中の三箇所から、「論語」の解釈として適当な部分を丹念に収集・摘録してつなぎ合せたものだ、と見ることもあるいは可能であろう。しかし果たしてそうであるうか。言い換えると、「春秋正義」中から「論語」の解釈として適当な部分を抜粋し、この「論語正義」の文章を合成したのであるうか、ということである。前節の「尚書正義」の例でも述べておいたあの疑問である。

これに類する例は、実は他にも多数見出すことができる。次の例をみてみよう。

【論語3-14b】

儀封人請見（鄭曰、儀蓋衛邑、封人官名）、曰君子之至於斯也、吾未嘗不得見也、從者見之（包曰、從者弟子、隨孔子行者、通使得見）、出曰、二三子何患於喪乎、天下無道也久矣（孔曰、語諸弟子言、何患於夫子聖德之將

【春秋正義2-20a】

穎考叔爲穎谷封人〔封人典封疆者〕

喪亡邪、天下之無道已久矣、極衰必盛、天下將以夫子爲木鐸（孔曰、木鐸施政教時所振也、言天將命孔子制作法度、以號令於天下）

○注鄭曰儀蓋至官名○……

云「封人官名」者、

周禮封人「掌爲畿封而樹之」、鄭玄云「畿上有封、若今時界也」、

天子封人職典封疆、則知諸侯封人亦然也、

左傳言潁谷封人、祭仲足爲祭封人、宋高哀爲蕭封人、

此云「儀封人」、

皆以地名封人、

蓋職典封疆、居在邊邑、潁谷儀祭皆是國之邊邑也、

○注封人典封疆者○正義曰、

周禮封人「掌爲畿封而樹之」、鄭玄云「畿上有封、若今時界也」、

天子封人職典封疆、知諸侯封人亦然也、

傳言

祭仲足爲祭封人、宋高哀爲蕭封人、

論語有儀封人、此言「潁谷封人」、皆以地名封人、

蓋封人職典封疆、居在邊邑、潁谷儀祭皆是國之邊邑也、

【春秋正義494a】

乃見縛設諸焉（縛諸勇士）

○乃見縛設諸焉○正義曰、

「見」謂爲之紹介、使之見光、

下文「齊豹見宗魯於公孟」亦然、

猶論語云「門人見之」也、

○注包曰至得見○正義曰、

云「通使得見」者、「見」謂爲之紹介、使之見也、

若左傳云「乃見縛設諸焉」、「齊豹見宗魯於公孟」亦然、

## 【尚書7-10a】

每歲孟春、遯人以木鐸徇于路（遯人宣令之官、木鐸金鈴木舌、所以振文教）

○遯人至文教○……

○孔曰至天下○正義曰、云「木鐸施教時所振也」者、

禮有金鐸木鐸、鐸是鈴也、其體以金爲之、明舌有金木之異、知木鐸是木舌也、

周禮「教鼓人、以金鐸通鼓」、大司馬「教振旅、兩司馬執鐸」、明堂位云「振木鐸於朝」、是武事振金鐸、文事振

木鐸、

此云「木鐸施教時所振也」者、所以振文教是也、

禮有金鐸木鐸、鐸是鈴也、其體以金爲之、明舌有金木之異、知木鐸是木舌也、

周禮「教鼓人、以金鐸通鼓」、大司馬「教振旅、兩司馬執鐸」、明堂位云「振木鐸於朝」、是武事振金鐸、文事振

木鐸、

今云「木鐸」、故云「所以振文教」也、

この例は、「論語」八佾篇の「儀封人請見」章の「集解」の部の「正義」の全文である。つまり上段の「論語正義」は連続した文章である。ところがこれに対応するのは「春秋正義」卷二・二十葉表（隱公元年伝）、卷四十九・四葉表（昭公二十年伝）と「尚書正義」卷七・十葉表（胤政）なのである。はたして「論語正義」は「春秋正義」の別の二箇所から、そしてさらには「尚書正義」からそれぞれを摘出してつなぎ合わせ、この章の「正義」を作成したのであるうか。

さらにもう一例を見ていただきたい。説明の都合上、これもまた極めて長文の引用となることをお断りしなければ

ならない。

【論語正義8-70-8a1】

孔子曰、才難、不其然乎、唐虞之際、於斯爲盛、有婦人焉、九人而已〔孔子曰、唐者堯號、虞者舜號、際者堯舜交會之間、斯此也、言堯舜交會之間、比於周、周最盛多賢才、然尚一婦人、其餘九人而已、大才難得、豈不然乎〕三分天下有其二、以服事殷、周之德可謂至德也已矣〔包曰、殷紂淫亂、文王爲西伯而有聖德、天下歸周者三分有二、而猶以服事殷、故謂之至德〕

○注孔曰至然乎○正義曰、

云「唐者堯號、虞者舜號」者、史記諸書皆言「堯帝堯之子、帝堯之弟、嚳崩堯立、堯崩乃傳位於堯」、書傳云「堯年十六以唐侯升爲天子、遂以爲號」、

或謂之陶唐氏、書曰「惟彼陶唐」、

世本云「帝堯爲陶唐氏」、

韋昭云「陶唐皆國名、猶湯稱殷商也」、

案經傳、契居商、故湯以商爲國號、後盤庚遷殷、故殷商

【春秋正義35-22b】

自虞以上、爲陶唐氏〔陶唐堯所治地、大原晉陽縣也、終虞之世以爲號、故曰自虞以上〕

○注陶唐至以上○……

史記云「帝堯爲陶唐氏」、

韋昭云「陶唐皆國名、猶湯稱殷商也」、

案經傳、契居商、故湯以商爲國號、后盤庚遷殷、故殷商

雙舉、歷檢書傳、未聞帝堯居陶而以陶冠唐、蓋以二字爲名、所稱或單或複也、

雙舉、歷檢書傳、未聞帝堯居陶而以陶冠唐、蓋地以二字爲名、所稱或單或複也、

【尚書正義2-26a】

師錫帝曰、有鰥在下曰虞舜（師衆、錫與也、無妻曰鰥、虞氏舜名、在下民之中、衆臣知舜聖賢、恥己不若故不舉、乃不獲已而言之）

○傳師衆至言之○……

「虞氏舜名」者、

舜之爲虞、猶禹之爲夏、外傳稱「禹氏曰有夏」、則如舜氏曰有虞、顓頊已來、地爲國號、而舜有天下、號曰有虞氏、是地名也、

舜之爲虞、猶禹之爲夏、外傳稱「禹氏曰有夏」、則此舜氏曰有虞、顓頊已來、地爲國號、而舜有天下、號曰有虞氏、是地名也、

王肅云「虞地也」、皇甫謐云「堯以二女妻舜、封之於虞、今河東太陽山西虞地是也」、

王肅云「虞地名也」、皇甫謐云「堯以二女妻舜、封之於虞、今河東太陽山西虞地是也」、

然則舜居虞地、以虞爲氏、堯封之虞爲諸侯、及王天下、遂爲天子之號、故從微至著、常稱虞氏、

然則舜居虞地、以虞爲氏、堯封之虞爲諸侯、及王天下、遂爲天子之號、故從微至著、常稱虞氏、

○注包曰至至德○正義曰、

云「殷紂淫亂」者、紂爲淫亂、書傳備言、若泰誓云「沈

「酒冒色、敢行暴亂」之類是也、

云「文王爲西伯而有聖德」者、

鄭玄詩譜云「周之先公曰太王者避狄難、自爾始遷焉、而

脩德建王業、商王帝乙之初、命其子王季爲西伯、至紂又

命文王、典治南國江漢汝墳之諸侯、

是謂文王繼父之業爲西伯也、

殷之州長曰伯、謂爲雍州伯也、

周禮「八命作牧」、殷之州牧、蓋亦八命也、

如旱麓傳云「九命然後錫以秬鬯圭瓚」

孔叢云「羊容問於子思曰、古之帝王、中分天下、而二公

治之、謂之二伯、周自后稷封爲王者之後、大王王季皆爲

諸侯、奚得爲西伯乎、子思曰、吾聞諸子夏云、殷王帝乙

之時、王季以九命作伯於西、受圭瓚秬鬯之錫、故文王因

之、得專征伐、此諸侯爲伯、猶周召分陝、

皇甫謐亦云「王季於帝乙殷王之時、賜九命爲西長、始受

圭瓚秬鬯」、皆以爲王季受九命作東西大伯、

鄭不見孔叢之書、旱麓之箋、不言九命、則以王季爲州伯

【毛詩譜序p.8a】

○周之先公曰太王者避狄難、自爾始遷焉、而

脩德建王業、商王帝乙之初、命其子王季爲西伯、至紂又

命文王、典治南國江漢汝旁之諸侯○……

尚書謂文王爲西伯、當是繼父之業、故知王季亦爲西伯、

殷之州長曰伯、謂爲雍州伯也、

周禮「八命作牧」、殷之州伯、蓋亦八命也、

如旱麓傳云「九命然後錫以秬鬯圭瓚」

孔叢云「羊容問於子思曰、古之帝王、中分天下、而二公

治之、謂之二伯、周自后稷封爲王者之後、大王王季皆爲

諸侯、奚得爲西伯乎、子思曰、吾聞諸子夏云、殷王帝乙

之時、王季以九命作伯於西、受圭瓚秬鬯之賜、故文王因

之、得專征伐、此諸侯爲伯、猶周召分陝、

皇甫謐亦云「王季於帝乙殷王之時、賜九命爲西長、始受

圭瓚秬鬯」、皆以爲王季受九命作東西大伯、

鄭不見孔叢之書、旱麓之箋、不言九命、則以王季爲州伯

也、

文王亦爲州伯、故西伯戡黎注云「文王爲雍州之伯、南兼梁荆、在西故曰西伯」、文王之德、優於王季、文王尚爲伯、明王季亦爲州伯也、

楚辭天問曰「伯昌號衰、秉鞭作牧」、王逸注云「伯謂文王也、鞭以喻政、言紂號令既衰、文王執鞭持政、爲雍州牧」、

天問屈原所作、去聖未遠、謂文王爲牧、明非大伯也、所以不從毛說、言「至紂又命文王」者、既以繼父爲伯、又命之使兼治南國江漢汝墳之諸侯、

周本紀云「季歷娶大任、生昌有聖瑞、古公曰、我世當有興者、其在昌乎、後果受命爲文王也」、

云「天下歸周者三分有二、而猶服事殷」者、

鄭玄又云「於時三分天下有其二、以服事殷、故雍梁荆豫徐楊之人、咸被其德而從之」、

鄭既引論語三分有二、故據禹貢州名、指而言之、雍梁荆豫徐楊歸文王、其餘冀青兗屬紂、九州而有其六、是爲三

也、

文王亦爲州伯、故西伯戡黎注云「文王爲雍州之伯、南兼梁荆、在西故曰西伯」、文王之德、優於王季、文王尚爲伯、明王季亦爲州伯也、

楚辭天問曰「伯昌號衰、秉鞭作牧」、王逸注云「伯謂文王也、鞭以喻政、言紂號令既衰、文王執鞭持政、爲雍州牧」、

天問屈原所作、去聖未遠、謂文王爲牧、明非大伯也、所以不從毛說、言「至紂又命文王」者、既已繼父爲州伯、又命之使兼治南國江漢汝墳之諸侯也、……………

### 【毛詩譜序】

○於時三分天下有其二、以服事殷、故雍梁荆豫徐楊之人、咸被其德而從之○正義曰、

既引論語三分有二、故據禹貢州名、指而言之、雍梁荆豫徐楊歸文王、其餘冀青兗屬紂、九州而有其六、是爲三

分有其二也、

分有其二也、

書傳云「文王率諸侯以事紂」、是「猶服事殷」也、紂惡貫盈、文王不忍誅伐、猶服事之、故謂之「至德」也、

この例は『論語』泰伯篇の「舜有臣五人」章の『集解』の部の『正義』で、堯・舜がそれぞれ「陶唐氏」・「虞氏」と呼ばれる理由を説明した部分、周が「西伯」となったことの意味を解説したもの、文王が殷の紂王に服事した理由を述べた部分という、三部の標起止以下の『正義』から成っているが、これに照応するのが『春秋正義』卷三十五・二十二葉裏（襄公二十四年伝）、『尚書正義』卷一・二十六葉表（堯典）、そして今度は『毛詩正義』詩譜序・七葉裏・八葉表と、同じく『毛詩正義』詩譜序・八葉裏である。果たしてこれもまた丹念に三『正義』から収集してつなぎ合わせたものなのだろうか。特に冒頭の、同じ標起止「注孔曰至然乎」以下の『論語正義』の一連の文章が、『春秋正義』と『尚書正義』といった異なる二つの部分から成っていることから、その疑問を強く感じるのである。最後に次の例はどうだろうか。

【論語正義14-2b】

羿善射、皋盪舟（孔曰、羿有窮國之君、篡夏后相之位、其臣寒皋殺之、

因其室而生皋、皋多力、能陸地行舟、爲夏后少康所殺）

【尚書正義7-5b】

有窮后羿（有窮國名、羿諸侯名）

【春秋正義29-23a】

恃其射（羿善射）

○注孔曰至所殺○正義曰、  
云「羿有窮國之君」者、羿居窮石之  
地、故以窮爲國號、以有配之、猶言  
有周有夏也、窮國之君曰羿、羿是有  
窮君之名號也、

孔注尚書云「羿諸侯名」、  
杜注左傳云「羿有窮君之號」、則與  
孔不同也、

說文云「羿帝學射官也」、  
賈逵云「羿之先祖、世爲先王射官、  
故帝嘗賜羿弓矢使司射」、  
淮南子云「堯時十日竝生、堯使羿射  
九日而落之」、  
楚辭天問云「羿焉彈日烏解羽」、  
歸藏易亦云「羿彈十日」、  
說文云「彈者射也」、

○傳有窮至廢之○正義曰、  
襄四年左傳曰「夏之方衰也、后羿自  
鉏遷于窮石」、然則羿居窮石、故曰  
「有窮國名」、窮是諸侯之國、羿是  
其君之名也、

說文云「羿帝學射官也」、  
賈逵云「羿之先祖、世爲先王射官、  
故帝 賜羿弓矢使司射」、  
淮南子云「堯時十日並生、堯使羿射  
九日而落之」、  
楚辭天問云「羿焉彈日烏解羽」、  
歸藏易亦云「羿彈十日」、  
說文云「彈者射也」、

○注羿善射○正義曰、  
尚書云「大康戶位以逸豫、有窮后羿  
因民弗忍距于河」、

孔安國云「羿諸侯名」、  
杜云「有窮君之號」、則與孔不同也、

「羿善射」、論語文也、  
說文云「羿帝學射官也」、  
賈逵云「羿之先祖、世爲先王射官、  
故帝嘗賜羿弓矢使司射」、  
淮南子云「堯時十日並出、堯使羿射  
九日而落之」、  
楚辭天問云「羿焉彈日烏解羽」、  
歸藏易亦云「羿彈十日」、

此三者言雖不經、難以取信、要言帝	此三者言雖不經、	以取信、要言帝
魯時有羿、堯時亦有羿、則羿是善射	魯時有羿、堯時亦有羿、	則羿是善射
之號、非復人之名字、信如彼言、則	之號、非復人之名字、	信如彼言、則
不知羿名爲何也、	不知羿名爲何也、	不知羿名爲何也、

この例は、『論語』憲問篇の「南宮适問於孔子」章に見える羿という人物に関する議論であるが、これには『尚書正義』（五子之歌）と『春秋正義』（襄公四年伝）の両『正義』に一致する文章が見える。そしてこの三者を比較対照してみると、『論語正義』はどちらか一方に拠ったというよりも、双方ともに拠ったとみなすべきではなからうか。さらに極端な言い方をすると、三者は同じであり、そこに先後はつけかねるのである。ただ我々は『論語正義』の成立がいちばん後れることを予め承知しているので、「双方ともに拠った」というように推論したわけであるが、ひょっとすると『論語正義』の文章がいちばん「古い形」であるかも知れないのである。

以上、長文の例を多数引用し、たびたび疑問を呈してきたわけであるが、次の仮説によってその疑問を一挙に解決することができるのではなからうか。すなわち本節で筆者が言いたかったことは、

邢昺が『尚書正義』『毛詩正義』『春秋正義』の三『正義』から『論語』解釈として適当な箇所を適宜に抜粋摘録して『論語正義』を作成したのではなく、三『正義』共通の作者が著作した『論語』の注釈書が先ず存在し、邢昺『論語正義』はそれから直接引用したのである。

という仮説が成り立たないか、ということである。しかしながら、もし以上の仮説が認められるとしても、冒頭で述べておいた

『論語正義』の原資料は『五経正義』である。

という結論を、今度は、

『論語正義』の原資料は『五経正義』の作者による『論語』注釈書である。

と言ひ換えればよいと考える人があるかもしれない。つまり唐の孔穎達が『五経正義』の編纂と並行して著作した幻の？『論語正義』が存在したということである。

しかし筆者はそのようにも考えない。さきほど述べたように、『尚書正義』『毛詩正義』『春秋正義』の三『正義』の作者による『論語』注釈書の存在を想定したのである。そして結論を前もって述べるとするなら、これらの条件に叶うのが、実に隋・劉炫の『論語述議』なのである。

そしてこの仮説が妥当であるかどうかを検討するためには、少し横道にそれるようではあるが、まず唐『五経正義』編纂の事情について説明することから始める必要があるだろう。

## 七 五経正義編纂の事情と隋・劉炫

唐の太宗の勅命によって、時の国子祭酒・孔穎達を責任者として編纂された『五経正義』は、もちろん唐代の著作物ではあるが、その実態はといえば、六朝時代に作成された多くの義疏の中から標準とすべき義疏を選択し、それが『五経正義』稿本となっているのである。その事情をもうすこし詳しく説明するなら、『五経正義』編纂の基本方針は、まず『五経』に対する最良の「注釈」書を選択し、さらにこの「注釈」書を再注釈した書物、すなわち「義疏」の中から最良のものを選定し、これを基本としてその不備を次善の「義疏」で補うという方法である。その結果、選定された『五経』の「注釈」とその「義疏」は、『五経正義』それぞれの序によると、以下の通りであった。

経	注	義疏
周易	魏・王弼 晋・韓康伯	特に無し
尚書	漢・孔安国	隋・劉焯 隋・劉炫
毛詩	漢・毛公 漢・鄭玄	隋・劉焯 隋・劉炫
礼記	漢・鄭玄	梁・皇侃 北周・熊安生
春秋	晋・杜預	隋・劉炫 陳・沈文阿

さて右の表を見るとわかるように、さき問題とした『尚書正義』『毛詩正義』『春秋正義』の三『正義』は、い

れも隋・劉炫の「義疏」が基本になっているのである。しかも『論語正義』中で最も一致する文章の数の多かった『春秋正義』は、実に劉炫の『春秋述議』が原資料であったという事実を思い合わせるとき、筆者の立てた仮説がそれほど突飛なものではないことが了解されることと思う。しかもこの劉炫の著作については、『隋書』本伝によると、まず冒頭に『論語述議』十卷が挙げられている。つまり三『正義』共通の作者による『論語』注釈書が存在していたのである。

なお劉炫の著作については、以下「春秋攻昧」十卷・「五經正名」十二卷・「孝經述議」五卷・「春秋述議」四十卷・「尚書述議」二十卷・「毛詩述議」四十卷・「注詩序」一卷・「算術」一卷が続けて記載されており、いずれも当時に盛行したということである。残念ながら現在ではそのほとんどが亡佚しているが、幸いにも『孝經述議』の卷一・卷四が我が国に写本として伝えられており、彼の『述議』の一斑を伺うことができる。

また『北史』儒林伝の序文が述べるところによると、唐『五經正義』による南北の学の統一は、実は劉炫とその学友であった劉焯という二人の業績を踏まえたものだという。したがって『五經正義』の基礎は実にこの二人の劉氏によって築かれたといっても過言ではない。

ところで清代の考証学者の中には、『五經正義』中に六朝時代の旧疏が残存していることを指摘する者が少なくないが、右に述べたような『五經正義』成立の事情からすれば、それは当然のことといわねばならない。そして『春秋正義』に関して、このような観点から旧「義疏」と唐人の手に成る部分を徹底的に弁別することに力を注いだのが、清代の『左傳』学者・劉文淇(1789—1854)の『左傳旧疏考正』(『皇清經解統編』所収)である。彼の眼光紙背に徹する考証の結論は、『春秋正義』の大部分は劉炫『春秋述議』の文章そのものであり、唐人によって書かれたのは、劉炫が杜預を批判した部分を再批判した二百余条に過ぎない、と断定するものである。そして筆者は基本的にこの劉

文淇説を支持している。

そこで先ずこの劉文淇の考証を手がかりに、筆者の立てた仮説を検証してみることとしたい。次に挙げるのは「春秋正義」文公二年経の条である。

【春秋正義188a】

丁丑、作僖公主〔主者殷人以柏、周人以栗、三年喪終、則遷入於廟〕

○注主者至於廟○正義曰、主所用木、經無正文、公羊傳曰、「主者曷用、虞主用桑、練主用栗」、左傳唯言「祔而作主」、主一而已、非虞練再作（筆者案、阮刻本作字爲從字、非也）、公羊之言、不可通於此也、論語「哀公問主於宰我、宰我对曰、夏后氏以松、殷人以柏、周人以栗」、先儒舊解、或有以爲「宗廟主」者、故杜依用之、案古論語及孔鄭、皆以爲「社主」、社爲「木主」者、古論不行於世、且社主周禮謂之「田主」、無單稱「主」者、以張・包・周等並爲「廟主」、故杜所依用、劉炫就此以規杜過、未爲得也、

右の「正義」の拙訳は以下の通りである。

正義に曰く、「主」に用いる木については経書に正式な記載が無い。「公羊伝」に、「主は曷を用ふ。虞主は桑を用ひ、練主は栗を用ふ」という。「左伝」には唯だ「祔して主を作る」というのみであるから、「主」は一種類だけであろう。虞祭・練祭に再度作るのではない。だから「公羊伝」の言葉はここに通用させることはできない。

「論語」に、「哀公 主を宰我に問ふ。宰我 対へて曰く、夏后氏は松を以てし、殷人は柏を以てし、周人は

粟を以てす」とある。先儒の旧解の中には、これを「宗廟の主」とみなすものがある。そこで杜預はこれに依拠して採用したのである。

考えるに、『古論語』や孔(安国)・鄭(玄)は皆な「社主」とみなしている。社に木主を作ることについて(杜預がこの説を採用しなかった理由)は、『古論語』は世に行われず、しかも「社主」は『周礼』ではこれを「田主」といい、単に「主」と称するものが無いからである。(しかも『古論語』に従う孔安国や鄭玄に対して)張(馮)・包(咸)・周の諸氏はすべて「廟主」と考えている。だから杜預はこれに依拠して採用したのである。劉炫がこれ(『古論語』・孔・鄭)を根拠として杜預の過失を規正するのは、未だ正解とはいえない。

これによると、『春秋』経文の「僖公主」を『論語』の「哀公問主」と同一のものとみなすのが杜預説である。これに対して劉炫は、「哀公問主」に作るテキストは間違いであり、『古論語』が「哀公問社」に作るのを是とする。したがって『論語』は「社主」であるから、これを『春秋』の「僖公主」に当てはめるのは正しくないと主張しているものようである。もちろん『春秋正義』がこの劉炫説を否定して、杜預説を堅持することは言うまでもない。さて『春秋正義』のこの条に対して、劉文淇『左傳旧疏考正』は以下のように考証している。

この条は唐人が劉炫に反駁した文章である。「皆以爲社主、社爲木主者」以上はすべて劉炫の言葉であるはずだ。もとの文章がけずり去られているため、必ずそうだと断定することはできないけれども、上文に「先儒舊解或有以爲宗廟主者、故杜依用之」といい、下文にも「張包周等並爲廟主、故杜所依用」というように、その(「杜所依用」という)表現が重複しているからには、必ずや別人の説であろう。

さらに「社爲木主者」というのは、語氣がまだ終了していないのに、横から「古論不行於世」という一句がわりこんで、文章が隔絶してしまったもの。これまた「春秋正義」の中で混乱がひどいものの例である。

劉文淇の説を要するに、劉炫「春秋述議」に唐人の手が加わった結果、この「春秋正義」の文章は文氣の続かないものになってしまったということである。つまり「古論語」・孔・鄭説を支持して杜預説を否定する劉炫に対し、唐人がこれを反駁して杜預説を弁護しようとしたため、文氣が相応じなくなったというのである。右の拙訳では（一）内に「杜預がこの説を採用しなかった理由」という一句を補って下文に通じるよう意図したが、確かに続きの悪い文章ではある。

ところが、この「春秋述議」本来の形をある程度推測させる文章が「論語正義」に見えるのである。すなわち八佾篇「哀公問社於宰我」章がそれである。

【論語3・12b】

哀公問社於宰我、宰我对曰、夏后氏以松、殷人以栢、周人以栗、曰使民戰栗（孔曰、凡建邦立社、各以其土所宜之木、宰我不本其意、妄爲之説、因周用栗、便云使民戰栗）

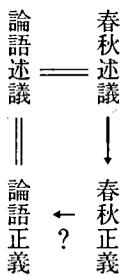
○注孔曰至戰栗○正義曰、云「凡建邦立社、各以其土所宜之木」者、以社者五土之摠神、故凡建邦立國、必立社也、夏都安邑宜松、殷都亳宜栢、周都豐鎬宜栗、是「各以其土所宜之木」也、謂用其木以爲社、

張・包・周本以爲「哀公問主於宰我」、先儒或以爲「宗廟主」者、杜元凱・何休用之、以解春秋、以爲「宗廟主」、今所不取、

この例は『集解』の部の『正義』であるが、建国して社稷を作る際に植える木は、その土地の風土にふさわしい木を用いるべきことを前半で説明しており、後半はテキストの異同に言及するものである。ここではさきに引用した『春秋正義』と関連する後半部を翻訳してみよう。

張・包・周のテキストは「哀公問主於宰我」に作っている。そして先儒の中にはこれを「宗廟主」と考えるものがある。だから杜元凱・何休はその説を採用して（「僖公主」がこれに該当するものとして）『春秋』を解釈している。（しかし「社主」ではなく）宗廟の主とみなすことについては、今はこの説を取らない。

これによると、『論語正義』では「宗廟主」とみなす杜預説は否定されているわけで、そのまま『春秋正義』所引の劉炫説に一致することがわかる。おそらく『春秋述議』の本来の姿は『論語正義』に記された文章に近いものであったことが予想されるのである。つまり『論語正義』は『春秋述議』と同じ主張（おそらく文章そのものも同じ）の『論語述議』から引用したのである。その逆、すなわち『春秋正義』の文章を省略して『論語正義』の文章としたものとは、どうてい考えられない。『春秋正義』が、杜預説が公羊学者の何休説と一致する事実に触れていないことも、そのことを裏付けるであろう。



なおこの「論語正義」の最後に見える「今所不取」という一句は、あるいは劉炫の常用語であつたかも知れない。次はこの一句を含む例である。

【論語正義15-5a】

乘殷之輅〔馬曰、殷車曰大輅、左傳曰、大輅越席、昭其儉也〕

○注馬曰至儉也○正義曰、

云「殷車曰大輅」者、明堂位曰「大輅殷輅也」、鄭注云

「大路木路也、漢祭天乘殷之路、今謂之桑根車者」是也、

「路」訓大也、君之所在、以大爲號、門曰路門、寢曰路

寢、車曰路車、故人君之車、通以路爲名、

周禮巾車「掌王之五路」、鄭玄云「王在焉曰路」、

彼解天子之車、故云王在耳、其實諸侯之車、亦稱爲路、

云「左傳曰大輅越席昭其儉也」者、桓二年之文也、

【春秋正義5-8aD】

大路越席〔大路玉路、祀天車也、越席結草〕

○注大路至越席結草○正義曰、

「路」訓大也、君之所在、以大爲號、門曰路門、寢曰路

寢、車曰路車、故人君之車、通以路爲名也、

周禮巾車「掌王之五路」、鄭玄云「王在焉曰路」、

彼解天子之車、故云王在耳、其實諸侯之車、亦稱爲路、

「大路」路之最大者、巾車五路、玉路爲大、故杜以玉路

爲大路、巾車云「玉路錫樊纓、十有再就、建大常十有二

旂以祀」、故云「祀天車也」、

旂以祀」、故云「祀天車也」、

「越席」結蒲爲席、置於路中以茵藉、示其儉也、

「越席」結蒲爲席、置於王路之中以茵藉、示其儉也、  
經傳言「大路」者多矣、注者皆觀文爲說、  
.....

服虔云「大路木路」、

服虔云「大路木路」、

引之者、以證殷路一名大路也、杜元凱以大路爲王路、今所不取、

杜不然者、以「大路越席」、猶如「清廟茅屋」、清廟之華、以茅飾物示儉、王路之美、以越席示質、若大路是木、則與越席各爲一物、豈清廟與茅屋、又爲別乎、故杜以大路爲王路、於王路而施越席、是方可以示儉、故沈氏云

「王路雖文、亦以越席示儉」、

而劉君橫生異義、以大路爲木路、妄規杜氏非也、

この例文も主張そのものは異なっているが、『論語正義』（憲問）と『春秋正義』（桓公二年伝）の文章が一致する例のうちのひとつに数えてよいと思われる。そして『論語正義』の最後尾に「今所不取」という一句が見えている。

『春秋正義』の拙訳を左に挙げよう。

正義に曰く、「路」の訓みは「大」である。君の所在は「大」をもって名称とする。門には「路門」といい、寢室には「路寝」といい、車には「路車」という。それゆえ人君の車は、おしなべて「路」をもって名とするのである。『周礼』巾車は、「王の五路を掌る」が、鄭玄は、「王の在すを路と曰ふ」と述べる。かしこでは、天子

の車を解説したので、「王在す」といったまでであるが、実のところ諸侯の車もまた「路」という。「大路」とは「路」の最大のものであり、《巾車》にいう「五路」のうち、「玉路」が最大であるので、杜は「玉路」をもって「大路」に当てたのである。《巾車》に、「玉路は錫・樊・纓、十有再就、大常十有二旂を建て、以て祀る」というので、「天を祀る車」と解したのである。

「越席」とは蒲を編んで席を作り、玉路の中央に置いて茵藉とするもので、その儉約であることを示すもの。經書・伝文で「大路」に言及するものは多い。そして注釈者はすべてその文字面を勘案して説をたてている。

……

服虔は、「大路は木路なり」と述べている。杜預がそうだと考えないのは、「大路は越席」とは、ちょうど「清廟は茅屋」と対になった表現であり、清廟の華やかさも、茅で屋根を飾ることで儉約であることを示し、玉路の美しさも、越席で質素であることを示したものだからである。もしも「大路」が木製だとしたら、「越席」と各おの一物となってしまうわけで、どうして「清廟」と「茅屋」とがまた別物となろうか。それゆえ杜は「大路」を「玉路」とみなすのであり、「玉路」でありながら「越席」を施すことで、はじめて儉約を示すことができる。だからこそ沈氏が、「玉路は文なりと雖ども、亦た越席を以て儉なるを示す」と述べているのである。

しかるに劉君がほしのままに異見をつくりだし、「大路」は「木路」だととして、いたずらに杜氏を規正するのは誤りである。

【論語正義】の文章は右の『春秋正義』に重なる部分がほとんどであるので、翻訳する必要は無いであろう。問題は【論語正義】が服虔の「大路木路」説を是とし、杜預の「大路玉路」説を「今所不取」として否定しているのに対

して、『春秋正義』では劉炫が服虔説を是とするのに反駁して杜預説を堅持していることである。おそらく劉炫『春秋述議』の本来の文章は『論語正義』と同様であつただろう。そしてそれがすなわち『論語述議』であつたはずである。

そして右の『春秋正義』の引用文で省略した部分では、他の文献に見える数種類の「大路」について詳述し、これを杜預説弁護のための布石としている。したがって当然のことながら、『論語正義』にはこの文章はない。また『春秋正義』最後部「杜不然者」以下についても、これは杜預説擁護のための議論であるから、『論語正義』にこれと対応する文章がないこと右と同じである。おそらく劉炫『論語述議』はこの『論語正義』の文章の通りであつたと予想され、その逆の、『春秋正義』中の杜預説弁護の部分を省略して、『論語正義』の文章としたものとはとうてい考え難い。

最後にもう一例、『春秋正義』では劉炫の言葉とされているものが、『論語正義』ではそのまま地の文となっている例を紹介したい。

【春秋正義2-10・2a】

杜氏

正義曰、……不言名而言氏者、注述之人、義在謙退、不欲自言其名、故但言「杜氏」、

毛君・孔安國・馬融・王肅之徒、其所注書、皆稱爲傳、鄭玄則謂之爲注、而此於「杜氏」之下、更無稱謂者、以集解之名、已題其上、故止云「杜氏」而已、

劉炫云、不言名而云氏者、漢承焚書之後、諸儒各載學名、不敢布於天下、但欲傳之私族、自題其氏、爲謙之辭、

## 【論語序】

安昌侯張禹……包氏周氏章句出焉

○安昌侯至出焉○正義曰、……「周氏」不詳何人、「章句」者訓解科段之名、包氏・周氏就張侯論、爲之章句訓解、  
以出其義理焉、

不言名而言氏者、蓋爲章句之時、義在謙退、不欲顯題其名、但欲傳之私族、故直云氏而已、若杜元凱集解春秋、謂  
之杜氏也、或曰、以何氏諱咸、故沒其名、但言「包氏」、連言「周氏」耳、

【論語】序では「包氏」、「春秋（経傳集解）」では「杜氏」というように、包咸・杜預の名を記していない理由を  
説明した両「正義」では、傍線を施した部分が共通している。そして「春秋正義」では前半で「義は謙退に在り」、  
後半で劉炫の「但だ之を私族に伝へんと欲す」というように分かれているものが、「論語正義」では合せられている  
ことがわかる。しかも劉炫の言葉はそのまま「論語正義」の地の文章とされているのである。それは「論語正義」が  
基づいた「論語述議」の文章には初めから「劉炫」の名が無かつたからに違いない。

以上のことからして、筆者は北宋時代に編纂された邢昺「論語正義」の原資料のひとつとして、隋・劉炫「論語述  
議」が存在したという仮説をここに提出するものである。

## 八 再び論語正義と五経正義との関係

右のような仮説に対しては、実は解決しなければならない問題点もまた存在している。先ずその第一点として、三

『正義』についてはそれで可いとしても、『禮記正義』『周易正義』『周記正義』についてはどう説明がつくかという点である。このことを検討する前に、実は『論語正義』がまぎれもなく『春秋正義』から引用していることの確かな例があることを紹介しなければならない。

次の例は、『論語』（顔淵）と『左傳』（昭公十三年）両書に共通して見える「克己復禮」という一句についての両『正義』である。

【論語正義12-1b】

子曰、克己復禮爲仁（馬曰、克己約身、孔曰、復反也、身能反禮、則爲仁矣）

○注馬曰克己約身○正義曰、此注「克」訓爲約、

劉炫云「克訓勝也、己謂身也、身有嗜慾、當以禮儀齊之、嗜慾與禮儀戰、使禮儀勝其嗜慾、身得歸復於禮、如是乃爲仁也、復反也、言情爲嗜慾所逼、已離禮而更歸復之、」

今刊定云「克訓勝也、己謂身也、謂能勝去嗜慾、反復於禮也、」

【春秋正義45-38b】

仲尼曰、古也有志、克己復禮仁也

○克己復禮仁也○正義曰、

劉炫云「克訓勝也、己謂身也、身有嗜慾、當以禮儀齊之、嗜慾與禮儀交戰、使禮儀勝其嗜慾、身得歸復於禮、如是乃爲仁也、復反也、言情爲嗜慾所逼、已離禮而更歸復之、」

今刊定云「克訓勝也、己謂身也、謂身能勝去嗜慾、反復於禮也、」

この例では『論語正義』の最初の「此注克訓爲約」という一句を除けば、『春秋正義』の文章中に圈点を施した

「交」・「身」二字以外、すべて一致するものである（ただし『春秋正義』中の「身有嗜慾」の「身」字は宋本に従って補った）。そしてこの一条については劉文淇『左傳旧疏考正』が、

この文章は劉炫『述議』の文章であり、「今刊定」より以下が唐人の文章である。（こういう例が孔穎達の）序にいわゆる「特に短見を申」べた部分である。両説ともに「克」を「勝」、「己」を「身」と訓じてはいるもの、その解釈の仕方は異なる。すなわち劉炫は「身に嗜慾有れば、當に禮儀を以て之れを齊ふべし」というが、孔穎達は「身は能く嗜慾を勝去す」と解釈している。いったい劉説を前に引用し、その後で自分の見解を述べる、というのが（『春秋正義』の）ひとつの典型である。

と考証するように、この『春秋正義』の構成は、前半が劉炫『論語述義』の本文、これに唐人の補正の文章が付け加えられたものである。したがってこの例は『論語正義』が劉炫『論語述義』から引用したのではなく、唐『春秋正義』から直接引用したものであることはまず間違いない。

このことについては、次のように理解することができると思われる。北宋の太宗の勅命による『五經正義』の刊刻、つづく七經疏の刊刻、そして『論語正義』をはじめとする新疏の編集という事業は、唐の太宗の『五經正義』編纂という事業を大いに意識し、しかもこれを受け継ぐ意図のもとに計画実行されたものであった。したがって『五經正義』に対する敬意があったであろうことは十分に予想されるところである。

特にこの例の「克己復禮」のように、「左傳」と『論語』に共通して見える一句が有る場合、邢昺が『春秋正義』と劉炫『論語述義』を比較した可能性は高いと思う。その結果、唐人の説を並記した『春秋正義』を採用したのであ

ろう。ちなみに『論語正義』中で「劉炫」の名前が見えるのがこの一例のみであることは、あるいはそのことを暗示するものであるかもしれない。

さて以上のように、『論語正義』が『春秋正義』を引用した確かな例が有るとするなら、『周易正義』『禮記正義』の場合も、右の考え方を適用することができるであろう。すなわち『周易正義』の場合、二節で述べておいたように、『論語正義』はすべて『周易』本文を引用した上で、それに対応する『周易正義』の文章を引用しているわけで、それは唐『五經正義』の權威を承認した結果である。

『禮記正義』の八例も同様に考えることができる。特に為政篇の「温故知新」、顔淵篇「聽訟吾猶人也」という一句は『禮記』の本文中にも見えるものである。また『禮記正義』には、『春秋正義』『尚書正義』『毛詩正義』の例に見られるような、別々の箇所から摘録して合成して『論語正義』の文章としたと思われる例は見当らないことも、そのことを裏付けるであろう。つまり『禮記正義』の場合は、『論語正義』が直接引用したのである。

次に問題となるのは、はたして劉炫『論語述議』が『論語正義』の編纂された北宋時代まで存在していたのか、という点である。既述の通り、『隋書』本伝に見えた『論語述議』十卷は、『隋書』経籍志にも

論語義疏十卷 皇侃撰

論語述義十卷 劉炫撰

として皇侃の書と並んで著録されており、下って『旧唐書』経籍志・『新唐書』藝文志にも、

旧唐書

新唐書

論語疏十卷

皇侃撰

皇侃疏十卷

論語章句二十卷

劉炫撰

劉炫章句二十卷

として見えている。しかしそれ以後、この書物の存在を確認できる中国の目録類は無いのである。つまり唐代までは確かに伝存していた劉炫『論語述議』ではあるが、その後は亡佚してしまったようで、はたして北宋の初めの邢昺が実見し得たであろうかということが問題となる。

このことについては林泰輔編『論語年譜』（大倉書店 一九一六年）によると、その「近衛天皇仁平元・南宋高宗紹興二一・西紀一一五二」の条に次のような記事があつて、筆者にはまことに興味深い。

九月、左大臣藤原頼長、宋の商客劉文仲に要書目録を附して、之を進送せん事を委嘱す。目録載する所数十部中、論語に関するもの、名賢論語会解、論語会、全解、正義、志明義、述義、論語律等あり。（宇槐紀抄）

全解は宋の陳祥道、正義は邢昺の作にして、述義は隋の劉炫の述義なるべし。その他は考ふる所なし。或は文字の誤謬あらんか。

つまり、平安時代末期の左大臣藤原頼長の日記『宇槐紀抄』には、南宋の高宗の紹興二十一年（二五）に、頼長が劉文仲なる商人（『宇槐紀抄』によると、父が宋朝の人、母が日本人だという）に邢昺『論語正義』とともに劉炫『論語述議』を送ってくれるよう委嘱していることが記録されているのである。そうすると当時、中国にはまだ『論

「語述議」が伝存しており、そのため頼長がこれを注文したのだと見るのが自然に思われる。もつともすでに亡佚していることを知らずに頼長が注文したと考えられなくもない。ただ紹興二十一年といえ、邢昺「論語正義」の編纂よりすでに百五十年も後である。当時の日中間の情報流通の程度を筆者は不明にして知らないが、北宋の初め、邢昺當時に劉炫「論語述議」が存在していた可能性は充分残っているのではなからうか。

## 九 おわりに

本稿を終えるに際し、行論の途中で言及し得なかつた二・三の問題について、以下に羅列的に述べておきたい。

筆者が「論語正義」と「五經正義」の一致する例を調べている段階で、すでにこの事実を指摘している先学の業績の存在を二つ知ることができた。ひとつは清儒・浦鏜の「十三經注疏正字」と、ふたつめは我が国の月洞讓氏「輯佚論語鄭氏注」である。

既述の通り「論語正義」と「五經正義」の一致するものが八十数例も有るのであれば、これを「注疏」の文章の校勘の資料として利用できるはずである。そしてそれをすでに実行していたのが浦鏜「十三經注疏正字」（「四庫珍本初集」所収の沈廷芳「十三經注疏正字」）である。この書は阮元の「十三經注疏校勘記」に先立つ「注疏」校訂の先駆的業績で、その校訂の精確さは高く評価されており、阮元もしばしばこれを引用しているものである。もつとも、あまりに臆改に過ぎる箇所があるとの批評もないわけではない。

そして浦鏜が「論語正義」と「五經正義」が一致する例を基に校訂した箇所に関して言えば、いずれも妥当な見解であると筆者は考える。ただし浦氏が言及しているのは八十数例のうちわずかに十例に過ぎない。したがって浦氏

が気づいていないと思われるその他の例についても、「五経正義」・「論語正義」校勘の資料となり得るであろう。これは後日に残された課題でもある。

次に月洞讓氏『輯佚論語鄭氏注』（自家版 一九六三年）について。これはその書名が示すとおり、亡佚した鄭玄の「論語注」の輯佚の万全を期したもので、その博搜の範囲は写本残卷（敦煌本など）はもとより、我が国の古文獻にまで及び、中国における同種の輯佚書である袁鈞『鄭氏佚書』・孔広森『通徳遺書所見録』・馬国翰『玉函山房輯佚書』等をはるかに凌ぐ労作である。残念ながら「卜天寿本」の発見（一九六九年）より以前の著作であるため、これをも収めた金谷治氏『唐抄本鄭氏注論語集成』（平凡社 一九七八年）に及ばない点があるのはやむを得ないものの、他の諸文献に引用された鄭玄注を輯佚網羅しているという点で、いまだにその存在価値を減じていないと筆者は考えている。

さてこの書の中で月洞氏は、鄭玄注が邢昺当時にはすでに伝存していなかったことを考証しており、そのことと関連して次のように述べておられる。

以上邢疏に見える論語鄭氏注と思われるものを挙げたが、その中で釋文に拠るものが七条あるほか、左傳疏四条、尚書疏二条、禮記疏二条、周禮疏一条、穀梁疏一条、皇侃疏一条、後漢書注一条と、それぞれ出典が明らかである。しかも、釋文以外から引いたものは、ほとんど前後の引用文まで一致している。これは邢疏が、五経正義その他を丹念に調べ、その説を割裂して、論語疏に取り入れたことを証するとともに、独立した論語鄭氏注に拠っていないことを示すものである。（三四五頁）

つまり月洞氏は、『論語正義』に見える『集解』所引以外の鄭玄注は、すべて邢昺が『五經正義』等から直接引用したもののみなしておられる。鄭玄注が南宋時代にはすでに亡佚していたとする月洞氏の見解は妥当なものと思われるが、『論語正義』が『五經正義』から直接引用したと見なしている点で、筆者とは少しく見解を異にしているわけである。本稿の読者諸兄にはおわかりのように、筆者は『五經正義』が劉炫『五經述議』に負うところが大きいことを出発点とするが、月洞氏は現存する文献の中から鄭玄『論語注』を輯佚することを目的とされているため、観点が相違するのである。

○ 『論語正義』の原資料として皇侃『論語義疏』が存在することは先学指摘の通りであり（ただしその数は意外に少ない）、本稿において筆者はこれに劉炫の『論語述議』を付け加えたわけである。しかし現存する文献に徴する限り、『論語正義』がこの二書のみから成っているのではなく、『五經正義』はもとより、さまざまな文献を採用していることがわかる。その中で、唐・陸徳明『經典釋文』が比較的その数の多いものである。

ところで陸徳明は唐初までに在世した人物であるが、『經典釋文』の成立は陳の至徳元年（五八三年）だというのが現在の定説である。そうすると劉炫『論語述議』の著作年代を特定することはできないものの、劉炫の活動した時代が隋代であることを考慮に入れると、劉炫が『經典釋文』を見ている可能性もあるわけで、『論語正義』中の『經典釋文』に一致する解釈も、これまた劉炫『論語述議』を經由した可能性が充分に考えられるであらう。

○ 『論語正義』と『五經正義』との一致について、筆者が指摘し得たのは八十数例であるが（この他にも筆者が見つけられない例がまだ有ることが予想される）、その調査の過程において、邢昺『論語正義』を綿密に調べて

いけばいくほど、その基づいた原資料が見つかっていくというのが実感であった。そして邢昺等の北宋人のオリジナルな文章がどれほど有るのかという点になると、それはきわめて少ないと言わざるを得ないのである。

このことは実は唐『五經正義』についても言えることで、国家的事業として、多数の人員を擁して短期間のうちに計画実行された結果であるこの種の編纂物は、良く言えば過去の遺産の集大成、悪く言えば糊と鉄みで作り上げた面が多いといわねばならない。つまり個人の長い時間をかけた上でのまとまりのある著作とは異なつて、強烈な個性と独創性とか、さらには新鮮味とかとは無縁な存在であるといえようか。

その意味において『四庫提要』が、『論語正義』を漢学の終着点であると評するのは当たっているが、宋学の出発点であると思ふことには、その具体例の指摘が無いだけに、大いに疑問を抱かざるを得ない。筆者の宋学に対する知識が乏しいため断定することは躊躇すべきであろうが、『論語正義』中に後の宋学への萌芽を見出すのは困難なことではあるまいか。これまで「義疏」の学は『五經正義』をもって終焉したと考えていたのであるが、これが唐末五代を経て北宋の初めにまで継々と継承されていたとは、筆者にとっては発見であった。邢昺『論語正義』こそが六朝時代の「義疏」の学の終焉であったのだ。

## 論語正義引書索引

### 凡 例

- 1 本索引の底本には阮刻十經注疏本（嘉慶二十年刊）を用いた。
- 2 本索引は「書名別索引」と「人名別索引」から成るが、「書名別索引」は四部分類法により、「人名別索引」は画数順によって配列した。
- 3 書名・人名ともに『論語正義』の引用順（巻一から巻二十へと）に配列しているが、引用数の多い『周禮』『禮記』『左傳』については、後にその文献本来の体裁に順うものを付加した。
- 4 ・「2-5b繫下」とは、『論語正義』巻二の五葉裏に『周易』繫辭下傳が引用されていることを示す。  
・「2-7b君陳 [孔安國]」とは、『論語正義』巻二の七葉裏に引用された『尚書』が君陳篇であり、同所に孔安國傳も引用されていることを示す。つまり [ ] 内はその文献の注釈である。

## 書 名 目 次 (四部分類法)

### 經部

周易 [王弼·韓康伯·莊氏] 歸藏易 尚書 [孔安國·鄭玄] 尚書大傳 毛詩 [毛傳·鄭箋] 韓詩 逸詩 周禮 [杜子春·鄭興·鄭司農·鄭玄] 儀禮 [鄭玄] 禮記 [鄭玄·熊安生·皇侃] 禮三正記 三禮圖 左傳 [賈逵·服虔·杜預·沈文阿·劉炫] 春秋釋例 公羊傳 [何休] 穀梁傳 [范甯] 論語注积者 [張禹·包咸·周氏·馬融·鄭玄·王肅·王弼·譙周·衛瓘·繆協·樂肇·李充·江熙·蔡謨·顏特進·琳公·顧歡·熊埋·皇侃] 孟子 [趙岐] 孝經 [御注] 爾雅 [舍人·李巡·孫炎·郭璞] 白虎通 五經異義 說文解字 字書 蒼頡篇 字林 方言 緯書

### 史部

史記 漢書 [應劭·如淳·晉灼·顏師古] 後漢書 三國志 晉書 世本 [宋仲子] 逸周書 汲冢周書 續漢書 後漢記 國語 [韋昭] 列女傳 春秋少陽篇 漢禮器制度 漢官儀 大漢輿服志 交州記 別錄 七略

### 子部

孔子家語 荀子 老子 莊子 [司馬彪·李頤·崔譔] 墨子 呂氏春秋 孔叢子 新論 孫子 司馬法 鄒子 淮南子 博物志

### 集部

楚辭 [王逸]

## 人 名 目 次 (画数順)

4画 孔安國 王弼 王逸 王肅

5画 包咸 司馬彪 玄宗

6画 如淳 江熙

- 7画 何休 宋仲子 李充 李巡 李頤 杜子春 杜預 沈文阿
- 8画 舍人 周氏 服虔
- 9画 范甯 范曄 皇侃 皇甫謐 韋昭
- 10画 孫炎 晉灼 郭璞 馬融
- 11画 張禹 張華 張衡 莊氏 陸機 崔謨
- 12画 琳公
- 13画 董巴 賈逵
- 14画 熊安生 熊埋 趙岐
- 15画 劉向 劉炫 劉歆 蔡謨 鄭玄 鄭衆 鄭興
- 16画 衛瓘
- 17画 應劭 繆協 韓康伯
- 18画 顏特進 顏師古
- 19画 譙周
- 21画 顧歡
- 23画 欒肇

# 書名別索引

## 經部

### 周易

1-2a亦可配也（觀六二象·大過九五象·解六三象）·亦可喜也（損六四象）  
 1-8b文言 2-5b繫下 2-9b說卦 4-1b文言 4-5b繫上 4-5b乾文言 4-5b  
 坤文言 5-6b乾文言 6-2a繫下 [韓康伯] 7-6a說卦 9-1a乾文言 10-9a  
 繫 11-7a繫下 11-8a遯象 12-7b訟象 [王弼] 12-9b謙象 13-1a兌象  
 13-9a恒九三 [王弼] 14-14a乾文言 15-2b繫下 15-2b既濟 [王弼]  
 15-5b既濟象 [王弼] 16-8a易云利見大人 16-8a乾文言 [莊氏]

注釈：王弼・韓康伯・莊氏

### 歸藏易

14-2b

### 尚書

1-8b說命 2-7b君陳 [孔安國] 2-8a酒誥 2-9b泰誓 3-15a益稷 3-15a  
 書序（堯典）[孔安國] 7-2b說命 7-12b皐陶謨 8-7a舜典 8-7b堯典  
 8-8a泰誓 8-8b禹貢 14-1b大禹謨 14-3b舜典 14-3b益稷 14-8a禹貢  
 [孔安國] 14-16b無逸 [孔安國] 15-2b舜典 16-3b禹貢 16-4a牧誓  
 16-6b微子 16-6b胤政 16-6b五子 16-7b大禹謨 [孔安國] 18-1b微子  
 20-3a大禹謨 [孔安國・鄭玄] 20-3a湯誥 20-3a泰誓 20-3a武成 20-3a  
 湯誓 20-3a金縢 20-3a洪範序 20-3b泰誓 [孔傳]

注釈：孔安國

## 尚書大傳

尚書大傳2-9a 書傳略說2-9a 書傳8-7b 8-8b

## 毛詩

1-4a·b魯頌閟宮 1-9a衛風淇澳 2-1b魯頌駟 2-1b毛詩序 3-2b周頌雍  
 [毛傳] 3-5b衛風碩人 3-11b周南詩序 8-2b小雅小旻 7-4a詩傳 (小  
 小旻) 8-8a鄭玄詩譜 8-8a旱麓傳 9-9b邶風雄雉 9-10b逸詩 9-10b召  
 南云唐棣之華 10-6b鄭風緇衣 10-8a小雅小明 11-2b大雅抑 [毛傳·鄭  
 箋] 12-6a小雅我行其野 [鄭箋] 14-5a秦風蒹葭 [毛傳·鄭箋] 14-  
 16a衛風匏有苦葉 14-16a小雅大東 [毛傳] 15-1b魯頌閟宮 15-7b詩序  
 (大序) 17-6a關雎序 17-10a小雅蓼莪 [鄭箋]

注釈：毛傳·鄭玄箋

## 韓詩

韓詩6-9a(五經異義所引)

## 逸詩

逸詩9-10b

## 周禮

1-4a大司徒 1-4a大司馬序官 1-4a小司徒 1-4b大司徒 1-5a均人 2-8a  
 考工車人② [鄭注②] 2-10a大宗伯 3-2b樂師 [鄭玄] 3-2b小師 [鄭  
 玄] 3-4a大宗伯 [鄭注] 3-5b考工② 3-9a鄉大夫 [鄭司農·杜子春·  
 玄] 3-9b天官司裘 [注·鄭司農] 3-9b考工 3-10b大史 [鄭玄] 3-10b  
 司尊彝 3-14b封人 [鄭玄] 3-14b鼓人 3-14b大司馬 5-4b小司徒·匠  
 人 5-4b周禮有大行人小行人 6-3a地官遂人 6-3a大司徒 7-2a師氏 [注]  
 7-2b保氏 [注] 7-4a司馬序官 7-4a秋官條狼氏 [注] 7-4b序官 (秋條  
 狼) 7-8b夏官司弓矢 [注] 8-3a天官籛人 8-3a醴人 [鄭注] 8-4a鄉

大夫 8-8a大宗伯 8-9a司服 8-9b考工匠人 [鄭注] 9-3b周禮大宰六卿之長 10-2a・2b②大行人 [鄭注②] 10-2b司儀 10-4a大宗伯③ [注②] 10-4a②・4b②玉人 [注] 10-4b大行人 10-4b典瑞 10-4b鄭注小行人② 10-5a大行人 10-5a小行人 [鄭注] 10-6b考工 [注・鄭司農] 10-8a周禮正月之吉 10-11b小宰 [注] 10-11b司書 11-5a天官天府 11-5a玉府 11-5a內府 11-5a外府 11-12b大宗伯 [鄭玄注] 11-12b②秋官司儀 [注] 11-3a春官女巫 12-5b載師 12-7a大司寇 [注] 13-3b大宰 [注] 14-4b秋官有大行人小行人 14-8a甸師 [鄭興] 14-14b秋鄉士 [鄭玄] 14-16b天官序官 [鄭注] 15-1b周禮 (書名に非ず) 15-1b司馬序官 15-3a大司徒 15-3a遂人 15-5a巾車 [鄭玄] 15-5a弁師 [鄭玄5b] 16-4a考工記 [鄭玄・鄭司農] 17-10a司權 [鄭玄注・鄭司農] 18-2a司寇有士師鄉士 [鄭玄] 18-5a考工記 [鄭注]

## 天官

序官	14-16b [鄭注]
大宰	9-3b周禮大宰六卿之長 13-3b [鄭注]
小宰	10-11b [注]
甸師	14-8a [鄭興]
籛人	8-3a
醢人	8-3a [鄭注]
天府	11-5a
玉府	11-5a
內府	11-5a
外府	11-5a
司書	10-11b
司裘	3-9b [注・鄭司農]

## 地官

大司徒	1-4a 1-4b 6-3a 15-3a
小司徒	1-4a 5-4b

鄉大夫	3-9a[鄭司農·杜子春·玄]	8-4a
封人	3-14b[鄭玄]	
鼓人	3-14b	
載師	12-5b	
均人	1-5a	
師氏	7-2a[注]	
保氏	7-2b[注]	
遂人	6-3a 15-3a	
春官		
大宗伯	2-10a 3-4a[鄭注]	8-8a 10-4a③ [注②] 11-12b[鄭注]
司尊彝	3-10b	
典瑞	10-4b	
司服	8-9a	
樂師	3-2b[鄭玄]	
小師	3-2b[鄭]	
女巫	11-13a	
大史	3-10b[鄭玄]	
巾車	15-5a[鄭玄]	
夏官		
序官	1-4a 7-4a 15-1b	
大司馬	3-14b	
司權	17-10a[鄭玄注·鄭司農]	
弁師	17-5a[鄭玄5b]	
司弓弓	7-8b[注]	
秋官		
序官	7-4b	
大司寇	12-7a[注]	
士師	18-2a周禮司寇有士師鄉士	

鄉士	18-2a周禮司寇有士師鄉士 14-14b[鄭玄]
條狼氏	7-4a
大行人	5-4b周禮有大行人小行人 10-2a·2b② [鄭注②] 10-4b 10-5a 14-4b周禮秋官有大行人小行人
小行人	5-4b周禮有大行人小行人 10-4b②鄭注小行人 10-5a[鄭注] 14-4b周禮秋官有大行人小行人
司儀	10-2b 10-12b② [注]
冬官	
考工記	2-8a[注] 3-5b② 3-9b 10-6b[注·鄭司農] 16-4a[鄭玄·鄭司農] 18-5a[鄭注]
玉人	10-4a②·4b② [注]
匠人	8-9b[鄭注] 5-4b
車人	2-8a[鄭注]
	周禮云正月之吉10-8a
	注釈：杜子春·鄭興·鄭司農·鄭玄

### 儀禮

2-4b有司徹 3-4b②燕禮·大射 3-4b鄉射記 3-9b鄉射記 3-10b聘禮注 6-2b聘禮記 [鄭注] 6-9a特牲禮 9-2a士冠禮·記 9-2a燕禮 [鄭注] 9-2a覲禮 10-2b③聘禮 [鄭注] 10-4a聘禮 10-4b聘禮記 10-4b聘禮 10-5a覲禮 [鄭注] 10-5a聘禮·記 10-5b聘禮 [注] 10-7a士冠禮 [注] 10-7a聘禮 [注] 10-7b喪服 [注] 10-8a士冠禮 [注] 11-13a聘禮 17-9a喪服

注釈：鄭玄

### 禮記

1-1b學記 1-2a內則 1-2a王制 [鄭玄] 1-2a文王世子 [鄭玄] 1-2a②學記 1-2a子夏 (檀弓上) [鄭玄注] 1-4a坊記 1-4a明堂位 1-4b王制

1-5a王制 2-4b中庸 [鄭注] 3-1b祭統 3-2a明堂位 3-2a祭法 3-2b曲禮下 3-4a王制 3-5b樂記 3-6a郊特牲 [鄭注] 3-10b玉藻 3-11a玉藻 [鄭玄] 3-11a祭法 3-13b郊特牲 [鄭玄·熊氏] 3-14b明堂位 3-15a樂記 [注] 3-15a禮器 [注] 4-1b表記 5-1b鄭注檀弓上 5-2a明堂位 [注] 5-4b大學 [鄭注] 5-6b中庸 [注] 6-5a鄭注曲禮上 7-1b玉藻 7-2a少儀 [鄭注] 7-2a·2b孔子(中庸) 7-3a檀弓上 7-3a少儀 7-3b檀弓下 7-10b曲禮上 7-10b大傳 7-10b②坊記 9-4b禮器 9-9b玉藻 [鄭玄] 10-2b聘義 10-2b郊特牲 10-3b曲禮上 [鄭注] 10-4b②玉藻 [鄭注] 10-5a·5b禮器 10-5a郊特牲 10-6b檀弓上 [注] 10-7a④玉藻 [熊氏·皇氏] 10-7b②郊特牲 [注] 10-7b②玉藻 10-7b深衣 10-7b縫齊倍要(玉藻) 10-7b檀弓下 [注] 10-9a③玉藻 10-9b曲禮上 10-10b曲禮上 [注] 10-11b曲禮上 10-12a曲禮上 [注] 11-7a高柴禮記作子臯(檀弓上·下) 11-12b王制 [注] 11-13a玉藻 12-1b③曲禮上 12-7b大學 [鄭注] 12-8b大學 [注] 13-2b禮運 13-2b樂記 13-3a緇衣 [熊氏] 13-5b少儀 14-8a郊特牲 [鄭玄] 14-16b喪服四制 14-17a王制·中庸 14-17b雜記上 14-18a檀弓下 15-1b②明堂位 [鄭注②] 15-3a②玉藻 15-5a明堂位 [鄭注] 16-3b王制 [鄭注] 16-4a明堂位 [鄭注] 17-7b [皇氏] 玉藻 17-10a②喪服四制 17-10a檀弓上 17-10a三年問 [鄭玄] 18-5a月令 [鄭注]

曲禮上 | 7-10b 10-3b [鄭注] 10-9b 10-10b [注] 10-11b 10-12a [注] 12-1b③ 鄭注曲禮6-5a

曲禮下 | 3-2b

檀弓上 | 1-2a子夏 [鄭玄注] 7-3a 10-6b [注] 17-10a

11-7a高柴禮記作子臯(上·下) 鄭注檀弓5-1b 14-2b

檀弓下 | 7-3b 10-7b [注] 14-18a 鄭玄注檀弓8-3a

王制 | 1-2a [鄭玄] 1-4b 1-5a 3-4a 11-12b [注] 14-17a 16-3b [鄭注]

月令 | 18-5a [鄭注] 汲冢有月令篇17-10a

文王世子	1-2a[鄭玄]
禮運	13-2b
禮器	3-15a[注] 9-4b 10-5a·5b
郊特性	3-6a[鄭注] 3-13b[鄭玄·熊氏] 10-2b 10-5a 10-7b② [注] 14-8a[鄭玄]
內則	1-2a
玉藻	3-10b 3-11a[鄭玄] 7-1b 9-9b[鄭玄] 10-4b② [鄭注] 10-7a④ [皇氏] 10-7b② 10-9a③ 10-7b縫齊倍要 11-13a 15-3a② 17-7b[皇氏]
明堂位	1-4a 3-2a 3-14b 5-2a[注] 15-1b② [鄭注②] 15-5a [鄭注] 16-4a[鄭注]
大傳	7-10b
少儀	7-2a[鄭注] 7-3a 13-5b
學記	1-1b 1-2a②
樂記	3-5b 3-15a[注] 13-2b
雜記上	14-17b
祭法	3-2a 3-11a
祭統	3-1b
坊記	1-4a 7-10b②
中庸	2-4b[鄭注] 5-6b[注] 7-2b孔子 14-17a
表記	4-1b
緇衣	13-3a[熊氏]
三年問	17-10 [鄭玄]
深衣	10-7b
大學	5-4b[鄭注] 12-7b[鄭注] 12-8b[注]
聘義	10-2b
喪服四制	14-16b 17-10a②

注釈：鄭玄・熊安生・皇侃

## 禮三正記

2-9a②

## 三禮圖（阮誥）

禮圖15-1b 15-5b 阮誥三禮圖15-5a

## 左傳（春秋を含む）

1-5a莊29 [注] 1-5a僖20 1-8a襄19 2-1a襄31 2-3a定6 2-3a哀17 2-4b哀12 [賈逵] 2-7a季孫肥 2-10a僖10 3-1b②隱5 [杜預②・服虔②] 3-3b閔1 3-3b襄4 3-8b襄10 3-8b成2 [杜注] 3-10a僖33 3-10a哀24 3-10b文16 3-10b僖5 3-10b襄29 3-10b杜預春秋釋例 3-11a文6 3-14b襄25 3-14b隱1 3-14b②昭20 5-1b昭7 5-2b成13 [服虔] 5-4b隱4 [服虔] 5-4b襄27 5-7b孔文子 5-7b子產 5-7b襄30 5-8a晏子 5-8b文2 5-10a文6 [杜預] 5-10a文4 [杜元凱] 6-1b子桑 6-2b昭3 [杜注] 6-4b襄7 6-4b昭12 6-6b襄23 6-6b哀11 [杜預6-6a] 6-6b②定4 6-7a定14 [杜注] 7-4b莊11 7-5b定14 7-5b哀2 7-5b哀2 7-5b哀3 7-7a葉公 7-10a文10 [杜注] 7-10b哀12 7-10b僖1 [杜預] 8-3a宣15・襄31・襄24② 8-9a宣16 9-3b哀12 9-7a哀11 [杜注] 10-9a襄2 10-11b襄6 11-3b襄1 [杜注] 11-7a哀15 11-7b定15 11-7b哀7 11-12b隱3 11-12b昭3 11-13a桓5 [杜預] 12-1b[劉炫] 昭12 12-3a哀14 12-5a宣15 12-7a陳氏 13-4b襄29 13-6a昭25 [杜預] 14-1b僖9 [杜預] 14-2b・3a襄4 [杜注] 14-3a哀1 14-4a襄31 14-5a昭20 [杜注] 14-5a②子西公孫夏・子西公子申 14-6a襄23 [杜注] 14-7a②襄23 [杜預] 14-7b僖28 14-8a僖4 [杜注・沈氏8b] 14-9a莊8 [杜注] 14-9a莊8 14-9a莊9 14-10a成2 [杜預] 14-11a哀14 14-11b哀11 14-13b成3・僖24 14-14b哀13 [杜注] 14-17a昭12 15-1a哀11 15-5a桓2 [服虔・杜元凱・沈②] 15-8b文18 [杜注] 15-10a昭7 [杜注] 16-5隱6 16-5b昭25 16-5b定5 16-6a文18 16-6a季氏三代 16-8a昭7 17-3a定5・定8・

定12 19-7a定10 19-7b襄29[服虔本·晉宋杜本]

隱公 1 3-14b 3 11-2b 4 5-4b[服虔] 5 3-1b② [杜預②·服虔②]  
6 16-5a

桓公 2 15-5a[服虔·杜元凱·沈②] 5 11-13a[杜預] 8 14-9a[杜  
注] 9 14-9a 11 7-4b 29 1-5a[注]

閔公 1 3-3b

僖公 1 7-10b[杜預] 4 14-8a[杜注·沈氏8b] 5 3-10b 9 14-1b[杜  
預] 10 2-10a 20 1-5a 21 16-3b[杜注] 24 14-13b 28 14-  
7b 33 3-10a

文公 2 5-8b 4 5-10a[杜元凱] 6 3-11a 5-10a[杜預] 10 7-10a  
[杜注] 16 3-10b 18 15-8b[杜注] 16-6a

宣公15 8-3a 12-5a 16 8-9a

成公 2 3-8b[杜注] 14-10a[杜預] 3 14-3b 13 5-2b[服虔]

襄公 1 11-3b[杜注] 2 10-9a 4 3-3b 14-2b·3a[杜注] 6 10-11b  
7 6-4b 10 3-8b 19 1-8a 23 6-6b 14-6a[杜注] 14-7a②[杜  
預] 24 8-3a② 25 3-14b 27 5-4b 29 3-10b 13-4b 19-7b[服  
虔本·晉宋杜本] 30 5-7b 31 2-1a 8-3a 14-4a

昭公 3 6-2b[杜注] 11-12b 7 5-1b 15-10a[杜注] 16-8a 12 6  
-4b[劉炫12-1b] 14-17a 20 3-14b② 14-5a[杜注] 25 13-6a  
[杜預] 16-5b

定公 4 6-6b② 5 16-5b 17-3a 6 2-3a 8 17-3a 10 19-7a 12 17-  
3a 14 6-7a[杜注] 7-5b 15 11-7b

哀公 1 14-3a 2 7-5b 3 7-5b 7 11-7b 11 賈服杜預注左傳5-2b 6-  
6b 9-7a[杜注] 14-11b 15-1a 12 2-4b[賈逵] 7-10b 9-3b  
13 14-14b[杜注] 14 12-3a 14-11a 15 11-7a 17 2-3a 24 3-  
10a

注釈：賈逵·服虔·杜預·沈文阿·劉炫

### 春秋釋例（晉·杜預）

杜預春秋釋例3-10b 杜預7-10b

### 公羊傳

1-1b隱11 [何休] 3-2a昭25 3-2a[何休] 隱5 3-6a文2 3-6b文2 [何休] 3-8b文13 3-11a文6 3-13a隱2 [何休] 12-5a宣15 [何休] 16-5a昭25 16-6a文18

注积：何休

### 穀梁傳

7-3a隱1 12-5a宣15 14-9a莊27 [范甯]

注积：范甯

### 論語注积者

張禹（漢）	張包周本3-12
包咸（後漢）	張包周本3-12
周氏（後漢）	13-5b 張包周本3-12
馬融（後漢）	3-9a 18-8a
鄭玄（後漢）	序-1a 1-2b 3-2b 3-4a 4-2a 5-2b 5-3a 5-4b② 5-5b 5-6a 5-8a 6-1b 6-2b 6-3a 6-5a 7-10b 6-1b 8-1a 8-4a 8-9a 9-3b 9-4b 10-7a 11-1b 11-7a 13-5b 14-10a 14-15a 14-16a 18-1a 18-8a 20-3a
王肅（魏）	18-1b②
王弼（魏）	7-1a 7-2a 11-7a 14-15a 15-10a 18-7a
譙周（晉）	1-2a
衛瓘（晉）	5-12a
繆協（晉）	7-11a 17-10a
榮璜（晉）	6-10a

- 李充 (晉) 7-7a 15-9b  
 江熙 (晉) 13-7b 14-5a 17-4b  
 蔡謨 (晉) 6-10a  
 顏特進 (劉宋) 15-9b  
 琳公 (劉宋) 7-9b  
 顧歡 (齊) 顧權 7-9b  
 熊埋 (?) 熊氏 1-2b  
 皇侃 (梁) 皇氏 1-1b 1-2b 11-1b (禮記義疏) 10-7a 17-7b

### 孟子

1-5a萬章下 2-3b盡心上 [趙岐] 12-5a・5b②滕文上 [趙岐]

注釈：趙岐

### 孝經

1-5b 11-8a 13-2b廣要道 19-4b [注]

注釈：玄宗御注

### 爾雅

序-4b詁下 1-2b詁下 2-1a天 [郭璞] 3-1a詁下 3-2b詁下 3-5b詁 (現行本に無し) 3-13b宮 [郭璞] 5-2b言 [郭璞] 5-3b言 [郭璞・孫炎] 5-5b宮 [郭璞・李巡] 5-8b②宮 [郭璞] 7-4a訓 [舍人・郭璞②・李巡] 7-4b言 8-3a器 8-7b詁下 9-1a詁下 9-10b木 [舍人・郭璞] 10-3b宮 [孫炎] 10-4b器 10-5a詁下 10-6b器 10-9a②器 [郭璞] 11-5a詁下 11-5a詁上 13-3b天 [郭璞] 14-5a詁下 14-10a言 14-15a言 14-16a水 [孫炎] 14-16b詁上 16-4a獸 [郭璞]

注釈：舍人・郭璞・李巡・孫炎

### 白虎通

1-1b 2-8b② 1-9a 17-6a

### 五經異義

異義6-9a

### 說文解字

1-1b 2-8a② 4-2a② 7-8b 10-7a 10-9a 14-2b② 14-16a 14-18a  
16-4a③ 17-10b② 18-6a

### 字書

11-7a

### 蒼頡篇

蒼頡篇 10-9a

### 字林

字林 10-9a

### 方言

5-3b 16-4a

### 緯書

易緯通卦驗3-1b 易緯20-3a 洛子命2-9b 禮緯稽命徵2-9b 樂緯稽耀嘉2-9a③[注③] 春秋緯元命包2-9a 元命包3-15a 援神契9-4b 孝經說5-6b

注釈：鄭玄

## 史部

## 史記（漢·司馬遷）

序-4b孔子世家 1-2b弟子列傳 1-3a弟子 1-3b司馬穰苴傳 1-6a弟子  
 1-7a弟子傳 1-8a蘇秦傳 2-3a·3b弟子傳 2-4b弟子傳 2-6a·6b弟子傳  
 2-6b魯周公世家 2-7a魯世家 3-4a弟子傳 3-8b孔子世家 3-11b魯世家  
 5-1a·1b弟子傳 5-2b弟子傳 5-3b弟子傳 5-4b弟子傳 5-5b弟子 5-6a  
 弟子 5-10b伯夷列傳 6-2b弟子傳 6-3a弟子傳 6-3a孔子世家 6-5a·  
 6b弟子傳 6-10a孔子世家 7-7b孔子 7-10b弟子 8-1b吳世家 8-7a五帝  
 本紀 8-7b魯世家 8-7b五帝本紀 8-8b周本紀 9-3a孔子世家 11-3a②  
 孔子世家 11-7a弟子傳 11-12b弟子傳 12-2a弟子傳 12-6b田完世家  
 13-2a孔子世家 14-3a夏本紀 14-8b封禪書 14-9a封禪書 14-14b弟子傳  
 15-2a孔子世家 16-5a②周本紀 16-6a魯世家 18-1b②宋世家 18-1b周  
 本紀 18-2b②魯 20-3a宋世家

## 漢書（後漢·班固）

序-1a藝文志 序-2a③ [顏師古]·2b[應劭] 百官公卿表 序-2a夏侯勝傳  
 序-2a蕭望之傳 序-2b韋玄成傳 序-3a百官公卿表 序-3a王吉傳 序-3a  
 魯共王傳 序-3b東方朔傳 序-3b翟方進傳 [如淳] 序-3b藝文 序-4b地  
 理志 序-4a②張禹傳 序-4b馬融 序-4b百官 序-5a百官 序-6a②·6b  
 [顏師古②·應劭·晉灼·如淳] 百官 2-1a天文志 5-8a·8b食貨志 5-  
 4b地理 5-11a地理 [應劭] 5-11b藝文 7-4b禮樂志 7-6a儒林傳 12-5b  
 食貨 14-14b[應劭] 刑法 16-3b地理 16-5a地理 20-3b②律曆志

注釈：應劭·如淳·晉灼·顏師古

## 後漢書（劉宋·范曄）

後漢儒林傳 序-4a 東夷傳9-6b 范曄14-11b桓榮傳

**三国志** (晉・陳儒)

魏志 序-5a

**晉書** (晉・王隱?)

晉書 序-6a 晉書杜預傳14-17a

**世本**

5-1b 5-8a 7-1a 7-7a 8-7b 14-6b 15-5a[宋仲子] 19-7a 20-3a

注釈：宋仲子

**逸周書**

諡法 2-3a② 2-6b 2-7a 3-11b 5-7b 5-8a② 5-10a② 14-6b 14-10b 19-5b 19-7a 20-2a② 周書月令17-9b周書孔子所刪尚書百篇之餘也

**汲冢周書**

汲冢有月令篇17-10a(参考：【逸周書】と【汲冢周書】は別文献である。)

**續漢書** (晉・司馬彪)

司馬彪漢書輿服志15-5a

**後漢紀** (晉・袁宏)

序-4b

**國語**

魯語2-5a下 3-6b上 15-6a上 外傳8-8a周語下 韋昭8-7b晉語八?

注釋：韋昭

18

列女傳 (漢·劉向)

15-6a

春秋少陽篇

5-10b

漢禮器制度

15-5a

漢官儀 (後漢·應劭)

應劭漢官儀 序-2b

大漢輿服志 (魏·董巴)

董巴輿服志15-5a

交州記 (晉·劉歛期)

16-4a

別錄 (漢·劉向)

劉向別錄8-7b

七略 (漢·劉歆)

序-5a

## 子 部

孔子家語

家語七十二弟子篇1-7a 5-1a 5-1b 5-2a 5-6a 5-8a 9-4a 11-3b王

肅注家語 11-7a 18-1b

## 荀子

荀卿18-7a

## 老子

老子14-1b 老子德經16-8a

## 莊子

7-1a[李·崔] 逍遙遊 15-6a盜跖 司馬彪注莊子18-1b

注釈：司馬彪・李頤・崔譔

## 墨子

20-3a

## 呂氏春秋

呂氏春秋仲冬紀18-1b

## 孔叢子

孔叢8-8a

## 新論

序-3b

## 孫子

孫子兵法8-7b

## 司馬法

司馬法1-4a 5-4b 司馬法謀帥篇6-6b

鄒子

17-10a (周禮鄭注所引)

淮南子

6-5a 14-2b

博物志 (晉·張華)

張華5-1b 博物志13-3b

集 部

楚辭

楚辭天問8-8b [王逸注] 14-2b

注釈：王逸

## 人名別索引

## 4画

孔安國 (漢・尚書注)

2-7b君陳 2-10a湯誓 3-15a堯典序 14-2b五子之歌 14-8a禹貢 14-16b  
無逸 16-4a費誓 16-8a大禹謨 18-1a微子 20-3a大禹謨 20-3b秦誓

王弼 (魏・周易注・論語注)

(周易注) 12-7b訟 13-9a恒 15-5b既濟

(論語注) 7-1a 7-2a 11-7a 14-15a 15-10a 18-7a

王逸 (後漢・楚辭注)

8-8b天問

王肅 (魏・尚書注・論語注)

(尚書注) 8-8a (論語注) 18-1b②

## 5画

包咸 (後漢・論語注)

張包周本3-12b

司馬彪 (晉・莊子注)

司馬彪莊子注18-1b

玄宗 (唐・孝經注)

19-4b

## 6画

如淳 (魏・漢書注)

序-3b藝文志 序-6a百官公卿表

江熙 (晉・論語注)

13-7b 14-5a 17-4b

## 7画

何休 (後漢・公羊傳注)

1-1b隱11 3-1b隱5 3-2a隱5 3-6b文2 3-12b文2 3-13a隱2 11-6a僖9  
12-5a宣15

宋仲子 (後漢・世本注)

15-5a

李充 (晉・論語注)

7-7a 15-9b

李巡 (後漢・爾雅注)

5-5b釋宮 7-4a釋訓

李頤 (晉・莊子注)

7-1a逍遙遊

杜子春 (後漢・周禮注)

3-9a鄉大夫

杜預 (晉·左傳注·春秋釋例)

左傳注 1-5a莊29 3-1b隱5 3-8b成2 3-12b文2 5-2b哀11 5-10a文6  
 5-10a文4 6-2b昭3 6-6a哀11 6-7a定14 7-10a文10 9-7a哀  
 11 11-3b哀14 11-3b襄1 11-6a隱3 11-13a昭25 11-13a桓5  
 12-5a宣15 13-6a昭25 14-1b僖9 14-2b哀4 14-3a襄4 14-5a  
 昭20 14-6a襄23 14-7a襄23 14-8a僖4 14-9a莊8 14-10a成2  
 14-14b哀13 15-5a桓2 15-8b文18 15-10b昭7 16-3b僖21  
 18-1b僖15  
 晉宋杜本19-7b  
 春秋釋例 3-10b 7-10b

沈文阿 (陳·左傳義疏)

沈氏14-8b僖4 沈15-5a②桓2

8 画

舍人 (後漢·爾雅注)

7-4a釋訓 9-10b釋木

周氏 (後漢·論語注)

周氏13-5b 張包周本3-12b

服虔 (後漢·左傳注)

5-2b哀11 5-2b成13 5-4b隱4 15-5a桓2 18-1b僖15 服虔本19-7b

9 画

范甯 (晉·穀梁傳注)

14-9a莊27

范曄 (劉宋·後漢書)

序-4a儒林傳 9-6b東夷傳 14-11b桓榮傳

皇侃 (梁·論語義疏·禮記義疏)

皇氏 (論語義疏) 1-1b 1-2b 11-1b (禮記義疏) 10-7a玉藻 17-7b玉藻

皇甫謐 (晉·帝王世紀)

皇甫謐8-8a 20-3a②

韋昭 (吳·國語注)

8-7b晉語八?

10画

孫炎 (魏·爾雅注)

5-3b釋言 10-3b釋宮 14-16a釋水

晉灼 (晉·漢書注)

序-6a百官公卿表

郭璞 (晉·爾雅注)

2-1a釋天 3-13b釋宮 5-2b釋言 5-3b釋言 5-5b釋宮 5-8b釋宮 7-4a  
②釋訓 9-10b釋木 10-9a②釋器 13-3b釋天 16-4a釋獸

馬融 (後漢·論語注)

18-8a

## 11画

張禹 (漢・論語)

張包周本3-12b

張華 (晉・博物志)

張華5-1b 博物志13-3b

張衡 (後漢)

張衡西京賦19-7b

莊氏 (?・周易注)

16-8a

陸機 (吳)

9-10b

崔譔 (晉・莊子注)

崔7-1a 逍遙遊

## 12画

琳公 (劉宋・論語注)

7-9b

## 13画

董巴 (魏・大漢輿服志)

董巴輿服志15-5a

賈逵 (後漢·左傳注)

2-4b哀12 5-2b哀11 14-2b哀4

#### 14画

熊安生 (北周·禮記義疏)

熊氏3-13b郊特牲 10-7a玉藻 13-3a緇衣

熊埋 (?·論語注)

熊氏1-2b

趙岐 (後漢·孟子注)

2-3b盡心上 12-5a·5b滕文上

#### 15画

劉向 (漢)

劉向18-8a 劉向別錄8-7b 列女傳15-6a

劉炫 (隋·春秋述議)

12-1b昭12

劉歆 (漢)

七略略 序-5a

蔡謨 (晉·論語注)

6-10a

鄭玄 (後漢·尚書注·毛詩箋·周禮注·儀禮注·禮記注·論語注·緯書注)

尚書注 2-9a堯典 2-9b堯典 8-8b西伯 20-3a大禹謨

- 毛詩箋 鄭玄詩譜8-8a 8-8b旱麓 8-8b詩譜 11-2b抑 12-6b我行其野  
14-5a蒹葭 17-10a蓼莪
- 周禮注 序-1a大司樂 1-2a大司徒 2-8a③車人 3-1b大師 3-2b樂師  
3-2b小師 3-4a大宗伯 3-9a鄉大夫 3-9b司裘 3-10b大史 3-  
-14b封人 5-2a舍人 7-2a師氏 7-2b保氏 7-4a條狼氏 7-8b  
司弓矢 8-3a醢人 8-9b匠人 10-2a考工記 10-2b②大行人  
10-4a②大宗伯 10-4a玉人 10-5a小行人 10-6b考工記 10-  
11b小宰 10-12a輿人 11-12b大宗伯 11-12b·13a司儀 12-5b  
②匠人 12-7a大司寇 13-3b③稻人·大宰② 13-4a大司樂  
14-14b鄉士 14-16b天序官 15-5a巾車 15-5b弁師 16-4a考  
工記 17-10a司燹 18-2a士師 18-5a考工記
- 儀禮注 3-10b聘禮 6-2b聘禮 9-2a喪服 9-2a燕禮 10-2b聘禮 10-5a  
②覲禮 10-5b聘禮 10-7a士冠禮 10-7a聘禮 10-7b喪服 10-  
-8a士冠禮
- 禮記注 1-2a王制 1-2a文王世子 2-4b中庸 3-4b射義 3-6a王制 3-  
6b 郊特牲 3-11a玉藻 3-13b郊特牲 3-15a樂記 3-15a禮器  
5-1b檀弓上 5-2a明堂位 5-4b大學 5-6b中庸 6-5a曲禮上  
7-2a少儀 8-3a檀弓下 9-9b玉藻 10-3b曲禮上 10-4b玉藻  
10-6b檀弓上 10-7b郊特牲 10-7b檀弓下 10-10b曲禮上 10-  
12a曲禮上 11-12b王制 12-7b大學 12-8b大學 14-2b檀弓上  
14-8a郊特牲 14-16b喪服四制 15-1b②明堂位 15-5a明堂位  
16-3b王制 16-4a明堂位 17-10a三年問 18-5a月令
- 論語注 序-1a 1-2b 3-2b 3-4a 4-2a 5-2b 5-3a 5-4b② 5-5b  
5-6a 5-8a 6-1b 6-2b 6-3a 6-5a 7-10b 6-1b 8-1a  
8-4a 8-9a 9-3b 9-4b 10-7a 11-1b 11-7a 13-5b 14-  
10a 14-15a 18-1a 18-8a 20-3a
- 緯書注 2-9a③樂緯稽羅嘉注

鄭衆 (鄭司農 後漢・周禮注)

鄭司農 3-9a鄉大夫 3-9b司裘 10-6b考工記 16-4a考工記 17-10a司燧

鄭興 (後漢・周禮注)

14-8a甸師

16画

衛瓘 (晉・論語注)

5-12a

17画

應劭 (後漢・漢書注・漢官儀)

應劭 序-2b百官公卿表 序-6a百官 5-11a地理志 14-14b刑法志

應劭漢官儀15-5a

繆協 (晉・論語注)

7-11a 17-10a

韓康伯 (晉・周易注)

6-2a繫辭下

18画

顏特進 (劉宋・論語注)

15-9b

顏師古 (唐・漢書注)

序-2a百官公卿表 序-6a・6b②百官

19画

譙周 (晉・論語注)

1-2a

21画

顧歡 (齊・論語注)

顧權7-9b

23画

樂肇 (晉・論語注)

6-10a

## 論語正義・五經正義対照表

本表は『論語正義』と『五經正義』とでその解釈が一致する箇所について、既刻十三經注疏本を底本として、その巻数・葉数（表裏）を対照させたものである。

左端は『論語』の篇名・章番号で、その右は『論語正義』既刻本の巻・葉を表す。その次に最も一致する数の多い『春秋正義』を、次いで『禮記正義』を配した。右端に『周易正義』『尚書正義』『毛詩正義』をまとめている。

たとえば本稿六節の最後に引用した『論語正義』『尚書正義』『春秋正義』の三『正義』が共通する例についていえば、

論語	論語疏	春秋疏	禮記疏	その他
憲問 5	14-2b	29-23a		書疏7-5b

がこれに該当する。

論語	論語疏	春秋疏	禮記疏	その他
序	4ab 6a	2-1b 1-21b		
学而 5	1-4ab			詩疏20-2-11b
6	1-5b	38-28b		
為政11	2-4b・5a		53-8b・9a	
23	2-9ab		6-12ab・13a	
八佾 1	3-1b	3-26a		
1	3-1b	3-26b		
5	3-3b	11-2a		
10	3-6b	18-12b		
15	3-8b	25-7a		
17	3-10ab			詩疏15-3-3b
17	3-10b・11a	19A-4ab・5a		
21	3-12b	18-8a		
22	3-13b		25-16ab	
24	3-14b	2-20a		
24	3-14b	49-4a		
24	3-14b			書疏7-10a 易疏1-26b
里仁25	4-5b			
公冶 2	5-1b		6-21a	
4	5-2ab	58-27a		
5	5-2b・3a	27-15b		
10	5-5b	40-17a		
13	5-6b			易疏1-10b

論語	論語疏	春秋疏	禮記疏	その他
18	5-8ab	35-18a		
18	5-8b	18-15a		
19	5-9b	23-5b		
雍也10	6-5a	38-15b		
11	6-5a	21-11b		
15	6-6b	35-13a		
31	7-10ab	19A-24a		
31	7-10b	59-1a		
31	7-10b・11a	12-3ab		
泰伯 4			10-5a	
20	8-7b			詩疏16-2-11ab
20	8-7b・8a	35-22b		
20	8-8a			書疏2-26a
20	8-8ab			詩疏譜序7b・8a
21	8-9ab	24-14a		
子罕 1	9-1a			易疏1-10b
9	9-4b	1-24a		
郷党 4	10-3b	15-5b		
4	10-4ab		4-3ab	
5	10-7a		30-1b	
6	10-8b・9a	29-5b		
12	10-10b		2-19b・20a	
18	10-11b	30-5b		
22	10-12a		3-24a	

論語	論語疏	春秋疏	禮記疏	その他
先進 6	11-2b			詩疏18-1-12b
8	11-3b	29-3b		
顔淵 1	12-1b	45-38b		
9	12-5ab	24-6b・7a		
12	12-6b・7a	9-27b・28a		
13	12-7b		60-12b	
20	12-9b			易疏2-32a
子路 1	13-1a			易疏6-9b
3	13-2b・3a		55-5ab	
14	13-5b・6a	51-13b		
憲問 5	14-2b	29-23a		書疏7-5b
5	14-3a	29-22b・23a		書疏7-9ab
15	14-7b・8a	16-30ab		
15	14-8ab	12-11b・12a		
17	14-10a	25-15a		
21	14-11b	59-19b		
34	14-13b	26-3a		
40	14-7ab	2-24ab		
衛靈 1	15-1b	58-27ab		
6	15-3a	5-13b		
11	15-5a	5-8ab		
11	15-5ab	5-9b・10a		
14	15-6a	16-6b		
28	15-8b	20-17b		

論語	論語疏	春秋疏	禮記疏	その他
37	15-10ab	44-11b		
季氏 1	16-4a	21-8b		
1	16-4a			書疏11-16ab
8	16-8a			易疏1-20b
陽貨17	17-7b		29-21ab	
19	17-9b・10a		22-25a	
微子 1	18-1a			書疏10-14a・18a
1	18-1b	14-13b		書疏10-15a
子張24	19-7b	39-4b		
堯曰 1	20-3a			書疏4-10a
1	20-3a			書疏2-5b

## On the original text of The Lunyu— Zhengyi 論語正義

Fumichika NOMA

In this paper, I attempt to present a new theory on the original text of The Lunyu—Zhengyi compiled by Xing-Bing 邢昺(932-1010).

Firstly, I point out the fact that The Lunyu—Zhengyi have many the same contents of commentary as The Wujing—Zhengyi 五經正義, especially, as The Chunqiu—Zhengyi 春秋正義 have.

Secondly, I suppose the existence of one author who wrote The Chunqiu—Zhengyi, The Shangshu—Zhengyi 尚書正義, The Maoshi—Zhengyi 毛詩正義 and a commentary of Lunyu 論語. His name is Liu Xuan 劉炫(549-617) in the Sui 隋 dynasty.

In conclusion, I present a new theory that the original text of The Lunyu—Zhengyi is The Lunyu—Shuyi 論語述議 written by Liu—Xuan.

平成 3 年 12 月 20 日印刷  
平成 3 年 12 月 25 日発行 (非売品)

編集兼発行者 広島大学文学部  
広島市中区東千田町

印刷者 (有) 高橋 瞻 写 堂  
広島市中区東千田町  
3 丁目 2-29